

令和7年第4回 飯塚市議会会議録第7号

令和7年9月30日（火曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第26日 9月30日（火曜日）

第1 議案に対する質疑、討論、採決

- 議案第99号 指定管理者の指定（飯塚市幸袋交流センター）
- 議案第100号 指定管理者の指定（飯塚市二瀬交流センター）

第2 各種報告事項の説明、質疑

- 飯塚あかね工業団地（仮称）造成事業について（企業誘致推進課）
- 工事請負変更契約について（土木建設課）
- 林道「筒野第一支線」で発生した事故の判決について（庄内支所経済建設課）
- 工事請負契約について（企業管理課）
- 工事請負変更契約について（上水道課）

第3 令和6年度決算特別委員長報告（質疑、討論、採決）

- 認定第1号 令和6年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定
- 認定第2号 令和6年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第3号 令和6年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第4号 令和6年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第5号 令和6年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第6号 令和6年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第7号 令和6年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第8号 令和6年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第9号 令和6年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第10号 令和6年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定

第4 人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 議案第104号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 議案第105号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 議案第106号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 議案第107号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 議案第108号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること

第5 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 議員提出議案第13号 飯塚市議会委員会条例の一部を改正する条例
- 議員提出議案第14号 こどもたちのゆたかな学びの保障と学校の働き方改革の確実な推進を求める意見書の提出
- 議員提出議案第15号 介護・障害福祉サービス等報酬の引き上げ等を求める意見書の提出
- 議員提出議案第16号 イスラエル軍侵攻によるガザ地区の人道危機打開に関する意見書の提出
- 議員提出議案第17号 最高裁判決に従い生活保護制度の充実に関する意見書の提出

第6 報告事項の説明、質疑

- 1 報告第12号 専決処分の報告（車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
 - 2 報告第13号 令和6年度 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告
- 第7 議会選出各種委員等の選出
- 第8 署名議員の指名
- 第9 閉会

○会議に付した事件

第1 議案に対する質疑、討論、採決

- 1 議案第99号 指定管理者の指定（飯塚市幸袋交流センター）
- 2 議案第100号 指定管理者の指定（飯塚市二瀬交流センター）

第2 各種報告事項の説明、質疑

- 1 飯塚あかね工業団地（仮称）造成事業について（企業誘致推進課）
- 2 工事請負変更契約について（土木建設課）
- 3 林道「筒野第一支線」で発生した事故の判決について（庄内支所経済建設課）
- 4 工事請負契約について（企業管理課）
- 5 工事請負変更契約について（上水道課）

第3 令和6年度決算特別委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 認定第1号 令和6年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定
- 2 認定第2号 令和6年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 3 認定第3号 令和6年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 4 認定第4号 令和6年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
- 5 認定第5号 令和6年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 6 認定第6号 令和6年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 7 認定第7号 令和6年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 8 認定第8号 令和6年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 9 認定第9号 令和6年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 10 認定第10号 令和6年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定

第4 人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議案第104号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 2 議案第105号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 3 議案第106号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 4 議案第107号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 5 議案第108号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること

第5 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議員提出議案第13号 飯塚市議会委員会条例の一部を改正する条例
- 2 議員提出議案第14号 こどもたちのゆたかな学びの保障と学校の働き方改革の確実な推進を求める意見書の提出
- 3 議員提出議案第15号 介護・障害福祉サービス等報酬の引き上げ等を求める意見書の提出
- 4 議員提出議案第16号 イスラエル軍侵攻によるガザ地区の人道危機打開に関する意見書の提出
- 5 議員提出議案第17号 最高裁判決に従い生活保護制度の充実に関する意見書の提出

第6 報告事項の説明、質疑

- 1 報告第12号 専決処分の報告（車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに

伴う和解)

2 報告第13号 令和6年度 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告

第7 緊急質問 「5月臨時会から6月定例会にかけた議会運営の反省に関する決議」に対する
議長の受け止め及び今後の対応について

第8 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

1 議員提出議案第18号 江口徹議長に対する議長辞職勧告決議

第9 署名議員の指名

第10 閉会

○議長（江口徹）

これより本会議を開きます。

「議案第99号 指定管理者の指定（飯塚市幸袋交流センター）」及び「議案第100号 指定管理者の指定（飯塚市二瀬交流センター）」、以上2件を一括議題といたします。質疑を許します。質疑はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

二瀬まちづくり協議会と幸袋まちまちづくり協議会が一般社団法人になったのが7月1日と聞いております。確認していいですか。

○議長（江口徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原寿）

令和7年7月1日になります。

○議長（江口徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この「議案第99号」と「議案第100号」が可決されるならば、この2つの一般社団法人が来年度から指定管理に入るということなんですか？も、現在、この一般社団法人がその力量を持っておるかということが大変心配なわけです。来年度に事業を開始するまでに力量がつけばよいということでおいのかという心配をするわけです。その点でいうと、7月1日が設立の登記ということなんんですけど、この設立登記はどなたが行ったんですか。

○議長（江口徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原寿）

両方ともまちづくり協議会の会長のほうが行われております。

○議長（江口徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その支援は、飯塚市はどのように行いましたか。

○議長（江口徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原寿）

一般社団法人に向けての手続の支援等を行っております。

○議長（江口徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

具体的にどういうことをしたか、お尋ねします。

○議長（江口　徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原　寿）

提出される書類の確認等を行っております。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

どういう書類があつて、いつとか、どこでとか、誰がとかいうのがあるじゃないですか——。これは本会議の議案質疑と違いますので、性質的には、ちょっとリアルに、いつ、4月何日に、どこそこで、こういう協議をして、こういうふうに言われたので、こういう書類をそろえましたとか、あるいは書いて渡しましたとか、そういうのを具体的に聞きたいわけです。

目的は先ほど言ったとおりです、この質問の目的は、この一般社団法人が、真に来年4月1日以降、この仕事を担うことができるのかを心配するからです。だから聞いているんです。

○議長（江口　徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原　寿）

日付の確認はできませんけれども、登記に必要な書類は法務局等のほうからネットで取りまして、確認等の支援を行っております。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その日付を教えてください。

○議長（江口　徹）

暫時休憩いたします。

午前10時05分　休憩

午前10時06分　再開

○議長（江口　徹）

本会議を再開いたします。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原　寿）

一般社団法人に向けての登記については、まちづくり協議会のほうがされておりまして、具体的にということですけれど、市としましてはその分の書類の確認等を行っておりますので、日付等はちょっと明確には分かりかねます。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

いつなら分かるんですか。いつならというのは、休憩というか、時間があれば分かるわけですか。経過をずっと書いた物とかはないんですか。この議案を上程するに当たって、伺書を作るでしょう、この議案を上程してよいでしょうかという、市長まで行く。起案から市長決裁まで行く伺書を作るじゃないですか。それにはそういうことを書いていないんですか。あるいは資料として出していないんですか。市長から聞かれなかつたですか、どういうことをやってきたのかというのは。ちょっと答弁してください。

○議長（江口　徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

登記については、まちづくり協議会のほうがされておりまますので、私のほうも分かりません。登記されたという書類が市のほうに提出があつた形になります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

先ほどインターネットというか、ホームページから何か書類を出しましたとか言っていましたよね。だから、今おっしゃったのは、まちづくり協議会2つが7月1日に同時に法務局に届けを出し登記したんでしょうけど、その前の話を聞いているんです。それまでの間に市役所がどういう支援をしたかをリアルに聞きたいわけです。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

登記の関係のご質問ですけれど、担当課長が申しましたように、当然、登記申請をする上では、どういう書類が必要かということについては、情報提供としてそれぞれのまちづくり協議会にお渡しするという形で、その後につきましてはまちづくり協議会内部でそれぞれ登記に必要な準備を進められて、最終的に登記をされた後に書類を受け取って確認したという経過でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ですから、登記書類を確認したのは後で聞きますけど、それまでの支援がどのように行われたかを聞いているわけです。支援していないなら、「していない」、全くしていないなら、「全くしていない」という答弁でもいいけど、しているんだったらリアルに聞きたいわけです。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午前10時10分 休憩

午前10時11分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

法人化につきましてはそれぞれのまちづくり協議会の中の役員会議の中で協議がなされております。そのときに情報として市のほうは提供し、法人登記につきましてはまちづくり協議会のほうで行われ、報告を受けたという形です。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今のは支援をしていませんということなんですか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

そのとおりです。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ホームページから提出資料を、あなた方が市役所のパソコンで引き出して、まちづくり協議会に渡したんでしょう、それぞれ。なぜそういうことをしたんですか。

○議長（江口　徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原　寿）

先ほど言いました役員会議の中で法人というのを検討されてありました。その中で、こういう書類があるということで、書類を参考として出したものです。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

一般社団法人に幸袋まちまちづくり協議会がなろうとする、あるいは二瀬まちづくり協議会がなろうとするに当たっては、ご本人たちが一般社団法人になろうという議論を自主的に考えて議論してということではないんですか。

○議長（江口　徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原　寿）

そのとおり、法人化につきましては各まちづくり協議会の協議の中で決定した事項になります。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

決定は当然そうでしょうけど、その過程において、「よし、一般社団法人になろう」と、「登記しよう」という決意を固める経過は自主的なものだったのかと心配したわけです。

○議長（江口　徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原　寿）

そのとおりです。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうであれば、なぜ市役所が、誰でもできそうなものを、まちづくり協議会できそうなものを、なぜ市役所がしたのかという疑問があるわけです。それで、なぜ飯塚市役所がそれをしたのかを聞いたんです。

○議長（江口　徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原　寿）

協議の中で資料を提出したという形になります。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これを4時まで続けるわけにはいかないんですね。

実は飯塚市役所が相当肝煎りで一般社団法人化を推していたのかなというふうに思うわけですけど。

それでは、登記しましたと、その書類はいつチェックしたんですか、あなた方は。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

二瀬のほうが7月23日に登記したというご報告を頂いております。幸袋のほうは7月24日に登記したというご報告を頂いております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

二瀬は7月23日なんですかね、どなたと、どこで、報告を受けて、チェックをいつしたのかと、私は聞いたんですかね——。もう質問を忘れてしまうよね。7月23日の行為は報告を頂いたということなんですが、チェックをしたということなんですか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

先ほど言いました7月23日と7月24日は一般社団法人の法人格を取ったということでのご報告を頂いております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

場所は。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

本庁のほうで頂いております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

では、先ほど登記書類についてはチェックしたという表現ではなかったかと思うんです。今は報告がありましたということなんですか、まず、報告に見えてどういうことをしたんですか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

両まちづくり協議会とも交流センターを通じて職員のほうに渡されて、本庁のほうに上がってきております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

誰が何を本庁に持って来たんですか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

報告書は交流センターのほうにまちづくり協議会の会長のほうがお渡しになっておりますので、その分をセンターの職員のほうが本庁に届けております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

報告の書類の中身は何ですか。

○議長 (江口 徹)

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長 (吉原 寿)

頂いたのが履歴事項全部証明書とそれぞれの協議会の定款と役員名簿になっております。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

それは何のために持って来たんですか。それぞれの会長が市の職員に「これは本庁の担当課の課長に渡してくれ」というようなことなんでしょう、今のお話だと。市の職員に渡したわけでしょう。そうすると、何のために渡したんですか。何のために受け取ったんですか。

○議長 (江口 徹)

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長 (吉原 寿)

両まちづくり協議会につきましては、市長宛てに書類を提出いたしておりますし、法人格を取ったという情報提供を頂いておりまして、私どもも法人格を取られたという確認のために書類を頂いた形になります。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

それは市と一般社団法人との関係でいえば、そういうふうに報告する関係ですか。

一般社団法人に登記しました。それで飯塚市と何の関係があるんですか。

○議長 (江口 徹)

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長 (吉原 寿)

今、任意団体のほうから一般社団法人ということで、代わられた報告を受けまして、書類関係等、例えば、指定管理議案等、まちづくり協議会補助金等の関わりもありますので、社団法人になったということで報告を受けております。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

今2つ言われたでしょう。補助金の関係、それから指定管理議案との関係と言われたんですか。補助金の関係とはどういう関係があるんですか、この登記をした報告をする行為と。

○議長 (江口 徹)

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長 (吉原 寿)

まちづくり協議会の補助金についての歳入の際の口座等の名義変更等が必要になりますので、その分で報告があつてあります。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

指定管理議案というのはどういう関係ですか。

○議長 (江口 徹)

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

指定管理につきましては、任意団体のまちづくり協議会ということで申請を頂いておりましたので、その過程の中で、法人格を取られたということになりますので、報告を頂いた形になります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

まちづくり協議会の会長が交流センターに配置されている市職員に渡して、その職員があなたのところに持ってくるというルートなんですね。そういう関係ですか、普通。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

交流センターの職員のほうに渡されたという形になるので、まちづくりの職員という形で頂いた。それを本庁のほうに職員のほうが持ってきたという形になります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

会長が自分ないし、あるいは、協議会は一般社団法人化しているわけでしょう。協議会のメンバーが、課長でもいいんだけど、市役所にこういうことですという報告をし、書類を提出するというのが普通ではないかと思ったわけです。

この交流センターに配置の職員に渡してくださいというのは、あなた方が言ったんですか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

うちのほうからはそういうことは言っておりません。まちづくり協議会の会長のほうが持つてこられたということになります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

まちづくり協議会、一般社団法人、それぞれは、それぞれの交流センターを活動拠点として登記しているんでしょう。そうしたら、自分の責任で会長が持ってきてもいいし、それから協議会の職員、メンバーが課長に届けてもいいわけでしょう。それなのに、近い関係かもしれませんけど、交流センターに配置されている職員に渡して、課長に届けてくれというふうに言ったんですか。市長に届けてくれと言ったんですか。何かその辺がちょっと心配です。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

質問議員が言われます市に届出、報告をしたということでございますけど、交流センターの職員、ここも市の職員が配置されています。課長に自らとかではなくて、市職員に会長自ら報告に来たという形で、行政機関としては市の職員が対応していますので、本庁に来る、交流センターに行くということについては、同じことというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

補助金のことと指定管理議案に関わることとして報告し、書類を市長宛てに提出ということなんでしょう。えらく気軽じゃないですか。しかも、二瀬が7月23日、幸袋が7月24日と連日になっているじゃないですか。これは担当課のほうから「いつまでにそれをください」というふうに言ったからこういう並びになったわけじゃないんですか。

○議長（江口　徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原　寿）

うちのほうから、いつまでに報告ということは言っておりません。市のほうからは指示を行っておりません。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

飯塚市は履歴事項全部証明書と、もう一つ何と言いましたか。

その書類を受け取って、その後どういうふうにしたんですか。一般社団法人登記を確認しましたというだけなんですか。

○議長（江口　徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原　寿）

変わったということになります。それだけになります。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それを受け取って、質問とかはしなかったんですか。例えば、正会員は誰で――。役員体制は出てきたんですね。社員は誰になっているのかとかいうのは聞いていないんですか。

○議長（江口　徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原　寿）

その分は伺っておりません。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それぞれの一般社団法人は社員を公募中ですか。

○議長（江口　徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原　寿）

公募中でございます。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それはいつから公募しているんですか。

○議長（江口　徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原　寿）

いつまでというよりも、まちづくり協議会については、いつでも入っていただく、開けた組織でありますので、参加したいという方はいつでも受け付ける形になっております。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

いつから公募しているのかと聞いたんです。

○議長（江口　徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原　寿）

いつから公募というのは把握しておりません。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

登記の前ですか、後ですか。

○議長（江口　徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原　寿）

登記の前か、登記の後かも分かりかねます。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうすると、幸袋まちまちづくり協議会についても、二瀬まちづくり協議会についても社員総数は分かりませんね。

○議長（江口　徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原　寿）

現時点の数は分かりません。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この一般社団法人の最高機関は何ですか。

○議長（江口　徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原　寿）

社員総会になっております。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

最高機関のメンバーがどのように募集されているか分かりません。何人かも分からぬ状態で、指定管理議案を提出したわけですね。極端な話が、社員総会が比較的少数で構成されていた場合、地域住民全体に責任を負う指定管理行為を比較的少数の社員の集まりで方向性を決めるというようなことで大丈夫かと。

一般社団法人設立後に行う各種届出書類がありますね。どういう物があるか、御存じですか。

○議長（江口　徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原　寿）

一般社団法人になられての提出ですけども、税金の関係の書類等しか分かりかねます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

収益事業をいつ開始するかということにもよると思いますけど、税金関係は、この2つの法人は税務署との関係はどうなっていますか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

一般社団法人の運営については、その内容については税務署との関係というのは分かりかねます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

もう議案を提出しているんですよ。今日、預かった議会の側は今質疑しているでしょう。この後、討論して採決しないといけないんです。公租公課に関してどうなっているか分かりませんというのでは、ちょっと困ります。

では、県税事務所との関係ではどうか、分かりますか。分かりませんか。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

法人税につきましては、市と県のほうに手続を行われたと聞いております。消費税につきましては実際に指定管理の業務が始まってから手続を行うという形で報告を受けております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

飯塚市には先ほど言われた書類が提出されたということですけど、飯塚市は提出は何日以内にもらうということになっているんですか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

いつまでに提出していただくという期限はございません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それは本当なんですか。法人として成立した後、飯塚市に何日以内にという規定はないんですか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

いつまでという期限はございませんが、指定管理の書類関係等がありますので、登記後すぐに提出されたものと思います。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

指定管理の関係とは別に、一般社団法人を設立しました、飯塚市長宛てにいつまでに提出する、何日以内に提出するということはないということで、確認していいですか。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

交流センターの指定管理者としての法人格の届けについては、変更から何日以内の届出といった規定はございません。登記が終わり次第、速やかに提出していただいております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今後、この一般社団法人2つは、人の配置が来年4月1日以降でしょう。労働基準監督署との関係が生じます。履歴事項証明書、労働保険料申告書、保険関係成立届、適用事業報告などと書いています。それから、公共職業安定所に対しては履歴事項証明書、雇用保険適用事業所設置届、雇用保険被保険者資格取得届、法人設立届出書の写し、事業開始等申告書の写し、これは東京だったか——。保険関係成立届、労働者名簿など。社会保険事務所には履歴事項証明書、新規適用届、新規適用事業所現状書、被保険者資格取得届、被扶養者（異動）届、保険料納入告知書送付（変更）依頼書など、こういうもののやり取りをしないといけないわけです。

これは、職員のいない、現在、来年3月末までの一般社団法人が準備しておかないといけないということになると思うけど、飯塚市はこれをどのように支援する考えですか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

関係書類については、情報提供を行いながら、4月1日の運営に向けて支援をしていきたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

本来、指定管理者制度というのは、そういう支援関係をしてもよいのかと思うわけです。委託業者に対する指揮命令は偽装請負ということになりますでしょう。指定管理を受ける前ならよいのか、そこのところの判断はどうなっているのでしょうか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

情報提供という形でさせていただきたいと思います。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番 川上直喜議員。

一般社団法人格を取ったとしても、新たにその一般社団法人に職員が入ったとしても、課題が過重ではないかと心配するわけです。飯塚市の場合、市職員の場合は、そこにおられる職員が2人であろうと3人であろうと、1千人体制の市役所全体の機構でサポートができるわけですから、そういう心配をします。その点でいうと、前回お聞きしました、緊急時の災害対応のことでについて幾つか聞きましたけど、分かりにくかったので、この関係ではどういうことになるのか、整理して答弁していただけますか。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

交流センターの避難所運営、前回、担当課長が答弁いたしました。まちづくり協議会との関係性におきまして、基本的には交流センターの避難所運営につきましては、市が当然、主体性を持ってやるということが原則でございます。

その中で、まちづくり協議会の今回、指定管理を受けた後の協力関係という形で、前回、課長が答弁しましたけど、そこは市が主導しながら、指定管理者のまちづくり協議会にリスクのないような形の部分は、当然、市が責任を持って協力体制を持って、指示をした上で、やっていきたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それは何かきちんと書いた物があるんですか。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

仕様書のほうには、今、私が答弁しました細かな内容までは明記をしておりません。これにつきましては、災害対応を4月1日に向けて、当然、指定管理者に市の基本的な考え方、主体性を持った対応について、協議をしていく中で体制を構築してまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

分かりました。それができてから議案を出せばよかったです。我々の最大の心配事は、日常的な貸し館業務が、いろいろなサークル活動がきちんとできるかというのももちろんありますけど、私の問題意識の最大のものは今のことなんです、命の安全確保のセンターですから。そのときのことを「今から考えます」、「話し合います」、「何とか当日までには」、「新年度までには」というようなことでは、ちょっと困るよねという感じ。

それで、今回「議案第99号」と「議案第100号」と、本来だったら、難しいなというときには協働環境委員会が付託先で継続審査します。最終日は本会議で「継続審査でいかがでしょうか」、「いいですよ」と言ったら、その間によく研究ができる、その研究というのは、市民の安全とかサービスを充実する上でどうしたらよいだろうかという審査が執行部もできるし、議会の側もできる関係なんです。でも今日は、これは議会の都合なんんですけど、継続審査ができないので、可決か否決かのどっちかしかないんです。あるいは審議未了、廃案ぐらいしかないです。

そうすると、ちょっとお尋ねしたいのは、今日、必ず議決しないと、皆さんの日程の都合上、もう大破綻してしまうというような局面なんですか。それとも、一旦、9月議会では撤回しておいて、よく研究して、今部長がおっしゃったような避難時の対応の問題とかを研究して、またきちんと答弁できるようにして、内容も整理して、私が言ったことが決まりじゃないでどうから、出し直すことはできないのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（江口　徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

質問議員が言われますご心配の点につきましては、先日来ご答弁させていただきまして、最終的な詰めができていない部分も確かにございます。しかしながら、これにつきましては府内の中で関係部署とも協議しながら、そして、まちづくり協議会の代表者、役員の方にも、今まで協議をしてまいりましたし、今後もしてまいりたいと考えております。

結論的には、今後、本議案を議決いただきまして、最終的な詰めの協議は速やかに行っていきたいと。今回が期限なのかと、この9月議会が期限なのかというご質問でございますが、今後の準備を含めて、今回の交流センターの指定管理議案については本定例会でご議決をいただきたいというふうに考えております。

○議長（江口　徹）

これが期限なのかということで、はっきりと。市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

我々としましては本定例会が期限という形で提案をさせていただいております。

○議長（江口　徹）

ほかに質疑はありませんか。24番　金子加代議員。

○24番（金子加代）

まちづくり協議会の総会では参加されていない住民の方もいらっしゃると思うんですけども、その情報公開について対応はどうされていくのか、考え方をお聞かせください。

○議長（江口　徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原　寿）

参加されていない方につきましては、交流センターだより等の発行、また、交流センターに資料等の開示を行って、皆さんに見ていただくという方法を取っております。

○議長（江口　徹）

24番　金子加代議員。

○24番（金子加代）

なかなか見る機会が少ないので現状ではないかと思いますが、ホームページを検索しますと、各まちづくり協議会の規約や組織図が公開されております。しかしながら、12まちづくり協議会を全て検索しますと、二瀬と幸袋のまちづくり協議会に関してはこの規約や組織図が、今、公開されていない現状だと思いますが、これについてはどうお考えなのか、お聞かせください。

○議長（江口　徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原　寿）

定款等については企業の情報になりますので、その分を公開していないという形になります。

○議長（江口　徹）

24番　金子加代議員。

○24番（金子加代）

企業になったらこの組織図は見えないということですか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

組織図については、今、準備をされておりますので、整い次第、上げたいというふうに思っております。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

一般社団法人のホームページも見させていただきましたけど、そちらでも組織図が確認できませんけど、いつ、どのように公開されるのでしょうか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

情報提供については、まちづくり協議会と協議して提供のほうを、皆さんに分かるような形を取っていきたいというふうに思っております。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

組織図も納得した上で私たちは採決しなければいけないと思うんですけど、その組織図も分からぬまま採決に臨まなければならないということでしょうか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

組織図等については総会等でご提案いただいた書類等で提示をしておりますが、言われますとおり、多くの方に見ていただくというふうな準備のほうがまだできていないということで、まちづくり協議会のほうと調整していきたいというふうに思っております。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

すみません、そうしたら、私たち議員は規約も組織図も見れないまま考えてほしいということなんですか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

定款というのはまちづくり協議会の定款になりますので、公表するという判断につきましては、市ではなくまちづくり協議会のほうになります。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

もう一回説明を分かりやすく言っていただけますか。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

質問議員が言われます定款、それから組織図の関係でございます。二瀬と幸袋のまちづくり協議会におかれましては一般社団法人という形で設立を4月にされております。通常でございまし

たら、任意団体で、ホームページ等で今まで規約とか、それから組織図についてはアップしておりました。そういう部分の、先ほど担当課長が申しました修正とかもあります。また、市としては、今回の先ほど課長が答弁で申しましたけど、定款につきましては企業情報の一部になりますので、そこら辺につきましては双方のまちづくり協議会と速やかに協議しながら、その分については公開できるような流れをつくっていければというふうに思っています。

それから、先ほど質問の中で、住民への周知といいますか、より広くその地域の住民の方に周知をする必要があるのではないかという形でのご質問でございます。当然、これまでも市報とかホームページとか交流センターだより、先ほど答弁いたしましたけど、これについては周知の手段として行っております。また、今回、指定管理を受けると、また一般社団法人になるという形で、それまちづくり協議会の会長をはじめ役員の方が判断されましたので、これにつきましては各自治会長とか、また、参画者あたりにも幅広く周知していただくようなお願いもさせていただいております。

併せて、この分につきましては市民説明会を実施しておりますが、そのときにも隣組回覧で一人でも多くの方に周知をしていくという形の部分で、そういう形の情報の発信は今まで以上に強化してやっていくという形でご理解いただきたいと思います。

○議長（江口　徹）

ほかに質疑はありませんか。28番　道祖　満議員。

○28番（道祖　満）

ちょっとお尋ねしますけれど、幸袋まちまちづくり協議会の規約等はインターネットで公開されていますけれど、これが定款になった場合、極端に変わるんですか。まちづくり協議会というのは、今まで、そこに住んでいる住民が全員参加で地域を活性化していこうという目的でつくられてきたと思うんですけど、それが指定管理者制度を入れた内容で変わっていくんですか。

今あなた方は定款とかそういうことはオープンになりませんとか言っていますけれど、もともとこれを見る限りにおいては、幸袋まちまちづくり協議会の規約とかいうものは掲載されているんです。インターネットで検索することができるんですけど、これが一般社団法人になったときには内容が変わるんですか。変わる点は何なのですか。それをちゃんと説明しないと、今までやってきたものよりも、指定管理者制度を入れて、一般社団法人をつくって、一般社団法人幸袋まちまちづくり協議会というものをつくって、今までやってきたものがより一層進化するものなのか、後退するものなのかということなんです。

あなた方の説明を聞いていると、一般社団法人ということについての説明が十分できていないので、今からやろうとしていることが後退するようなイメージで提案されているような感じがするんです。だから、いろいろと議員が質問しておりますけど、説明が十分ではないような気がしますけど。

簡単にお尋ねしますけれど、くどくど言いませんけど、これに書いております規約とかそういうものが変わってくるんですか。組織図とかそういうのもあると思いますけれど、それが一般社団法人まちづくり協議会となれば変わってくるんですか。その辺をあなた方がきちんと、一般社団法人にした場合はこういうふうになりますと、組織がこういうふうに変わってくるんですということを説明し切らないから、みんな理解できないんじゃないかなと思うんです。

であるならば、しゃにむに説明ができないものを提案して、今議会で結論を出すというよりも、指摘もありますから、もう一回整理して、自分たちがちゃんと提案している内容を、幸袋まちまちづくり協議会の規約とか、そういうものを再度確認して、整理して、12月議会なりに再提案するとか、そういう方法を取られたほうがよろしいのではないかと思うんですけど。

絶対にこの9月議会で、指摘されておりますけれど、通さないと、4月以降の幸袋まちまちづくり協議会、幸袋のまちづくりに対して支障が生じるんですか。その辺がちょっとよく分からぬ。あなた方の説明不足でここに至っているんですよ。だから、説明責任をきちんと果たすべき

だと思いますけどね。言わんとすることが分かりますか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

今、質問議員が言われましたように、今まで任意団体の規約等が一般社団法人のほうで定款という形になりました。変わりましたけれども、地域におけるまちづくり協議会の運営なり方向性、地域に沿った目的というのは一切変わらない形になります。あとは一般社団法人に基づく名前とか、定款のほうが変わっておりますけども、まちづくり協議会の規約と一般社団法人の定款というのは全く同じ事業、方向性になっております。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

いろいろ質疑を聞いておりましたけど、よく理解ができないというか、何でやるんだろうという感じがしますけど、単純に聞きます。この指定管理の最大のメリットは何でしょうか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

今回の指定管理のメリットにつきましては、協働のまちづくりということで本市は進めております。地域の皆さんのが地域の困り事とか地域をよくしたいということで、今回指定管理を行ったことによって交流センター機能の幅も広くなってくると思いますし、地域の皆さんのが反映された交流センター運営ができるものと考えております。

○議長（江口 徹）

21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

今、活動の幅が広くなっていくということですけど、今は何か制約みたいなものがあるんでしょうか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

まちづくり協議会のほうが、今度、指定管理になることで、いろいろな事業を行っていきたいというふうなご提案をされております。その中で、私たちが考える以上の事業等の展開、また、人のつながり等を行っていただくような形になることがメリットと考えております。

○議長（江口 徹）

21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

今、いろいろ事業をしていこうと思っているということですけど、差し支えなければ、どういう事業をしていこうと考えてあるんでしょうか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

例えば、地域の特産物を使った「軽トラ市」とか、あと、登録制での地域の困り事対応の「困り事隊」をつくって、地域の皆さんの困り事の解決に向けた方策を取るとか、そのような、一例ですけども、提案をなさっております。

○議長（江口 徹）

21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

そうしたら、今の状態であれば、トラック市とか、そういう困り事隊とかはできないということなんでしょうか。

○議長（江口徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原寿）

現在でも軽トラ市というのは可能な取組であります。指定管理であるまちづくり協議会がこうした地域の声を集約して、センターを活用して地域でできることを検討し、実際に実現させることができセンターの向上、そして、協働のまちづくりにつながるものと考えております。

○議長（江口徹）

課長、ごめんなさい、軽トラ市はできるんですね。

もう一つ、困り事隊については。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原寿）

困り事隊についても、現時点でできます。

○議長（江口徹）

21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

同じようなことを今でもできるということなんんですけど、自主的にやることが目的ということなんですか。市があまり介入しなくて、そこそこのまちづくり協議会で自主的にやっていただくというのがメリットということを言いたいんですか。

○議長（江口徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

質問議員が言われます指定管理になってどう変わるかという形で、指定管理のメリットということでございますけれど、担当課長が申しました、当然、協働のまちづくりを推進していく上で、各地区の交流センターは地域の中核で、拠点施設でございます。現在、直営で実施しております、これにつきましても、当然、地域の方にご協力いただいています。大きな目的としましては、まず、まちづくり協議会のほうで交流センターを運営することによりまして、今、市が実施しています直営に比べまして、より住民に身近に接するような施設になるという形で一つは考えています。

また、住民ニーズに対しましては、当然、現在でも行っていますけれど、より効果的・効率的な対応、そして地域の創意工夫、いわゆる柔軟な施設運営、これを期待しておりますので、そういうメリットを本市としては考えております。

もう一つ大きな目的としまして、これはまちづくり協議会が設立されまして、もう十三、四年が経過しております。非常に今まで自助・共助・公助、いわゆる協働のまちづくりの地域の核として、本當に行政と一緒に協働のまちづくりのパートナーという位置づけで協働のまちづくりを実践していただいております。今回、交流センターの指定管理を受けていただくことによりまして、より人材の確保、また、まちづくり協議会の取組に対します地域の方の積極的な参画、これは今以上の広がりがあるというふうに我々は考えております。当然、交流センターの施設を最大限有効に活用していただきまして、そして、より柔軟に、また、協働のまちづくりのさらなる促進に向けた取組につながる一つの施策というふうに考えていますので、メリットにつきましては、そういうところを重視した上で、現在、進めていきたいと考えています。

○議長（江口徹）

21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

今、部長がいろいろ言葉を並べられましたけど、今までできていなかったのかという話です、これは。それで、先ほど言いましたように、地域が自主的にまちづくりをしていくというのが最大のメリットと、これから目標だということで理解していいんですか。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

先ほどちょっと答弁の中で、質問議員が言われました、今までしていなかったのかということにつきましては、非常に今までも行政と協働して、総合計画にも掲げます協働のまちづくりにつきましては、第一線でご活躍していただいているという形は、本当に我々も認識しております。ただ、今回の指定管理議案で交流センターが指定管理を受けた後のさらなる飛躍といいますか、さらなる交流センターの有効利活用、利便性の向上、そして、それを機に今まで以上の組織強化と地域力アップ、これは必ず実践していただけるというふうに、私は確信いたしておりますので、今回、指定管理議案で議案として提案をさせていただいております。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

先ほどの答弁の中で、正会員の数ということで、「分からない」とご答弁いたしました。二瀬まちづくり協議会の正会員数は48名、幸袋まちづくり協議会の正会員数が76名、これは設立当時の正会員数になっておりますので、訂正させていただきます。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

前回、指定管理料の内訳ということでお尋ねしたんですけども——、基本的には出てこなかったんですけどね。ちょっと確認させてください。幸袋の指定管理料が4名体制で2895万7千円のうち、人件費が幾らなのか。二瀬が5名体制で年間管理費3175万4千円のうち、人件費がたしか2200万円ぐらいと言われていましたけど、それぞれ確認のために教えてください。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

二瀬のほうの人件費が2200万円になっております。幸袋のほうの人件費が1905万9千円となっております。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

その差は4名と5名の任用職員、今でいいければ。今回は社員という形になりますかね。センター長、副センター長がおって、二瀬は社員が3名。幸袋がセンター長、副センター長がおって、社員が2名の4名体制という理解でよろしいですか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

二瀬のほうがセンター長、副センター長と、社員ではなく、職員のほうが3名。幸袋がセンター長、副センター長、職員のほうが2名。二瀬が合計で5名、幸袋が4名となっております。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

ごめんなさい、社員ではなくて職員という言い方をするわけですね。会社組織だから社員かと思いました。

前回の答弁では、この指定管理料は予算内で指定管理料を決定したということでした。交流センターは12か所ありますけども、幸袋も二瀬も、今、維持管理費がかかっている、直営でやっているけども、その予算と今度の指定管理費はあまり変わらないと、そごがないというような説明でした。答弁の中では、将来、12か所を同じように一般社団法人化して指定管理にしたいという市の考えを示されておりましたけれども、今ちょっと論外になろうけども、12か所の直営の場合の維持管理費は総額で幾らかかっているか、分かりますか。

○議長（江口徹）

暫時休憩いたします。

午前11時26分 休憩

午前11時27分 再開

○議長（江口徹）

本会議を再開いたします。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原寿）

費用については分かりません。

経費等には人件費等も含まれる形になりますので、その分の費用というのは把握をしておりませんので、今は書類を持っておりませんので、お答えすることができません。

○議長（江口徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

明確に今は分からないので、基本的にはつかんでいるんでしょう。つかんでおかないと、経費が変わりませんという答弁ができないでしようから。今は数字が見えないだけですね。分かりました。

分からなくていいんだけど、ざっくり3千万円が今かかっていると、平均的に。掛ける12か所ですれば、直営でもそれなりの経費がかかっているという理解でよろしいんですか。

○議長（江口徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原寿）

そのとおりでございます。

○議長（江口徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

今度、法人化されても今のまちづくり協議会とほぼ変わらない運営をやっていくんでしょうけども、その中で、今、まちづくり協議会には会長とか役員がおられます。ここには役員手当というのは支給されているんですか。

○議長（江口徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原寿）

それぞれの規約の中でまちづくり協議会の会長の手当というのは決められている形になっております。12まちづくり協議会の中で会長のほうに手当を決められてあるのは、二瀬のほうが決

めてあります。市ではこの手当については支給しておりません。

○議長（江口　徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

今の答弁では、直當だけど市からは役員手当は支給していないということですね。まちづくり協議会独自で役員手当を少額だろうけど決めているところが、今は二瀬だけ。残りの11団体はボランティアと。無償で、役員手当はなしということで理解していいですか。

○議長（江口　徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原　寿）

そのとおりでございます。

○議長（江口　徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

まちづくり協議会の会長に役員手当を支給しようということは、各協議会の総会なり決議事項で決めていいということでしょうか。

○議長（江口　徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原　寿）

そのとおりでございます。

○議長（江口　徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

よくまちづくり協議会の事業の中に3大事業といって、文化祭とか、体育祭とか、どんど焼きとかされていますよね。その事業は法人化されても継続されると思うんです。そういった場合に、今の現況のまちづくり協議会が一般社団法人化します。その法人が事業を行う。要は、3大事業を仮に行う場合は、一つの協議会というか、法人格の事業と見なすんでしょうか。

○議長（江口　徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原　寿）

一般社団法人の事業に含まれます。

○議長（江口　徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

事業に含まれるということで、祭り等は継続できると。そういった場合、法人格だから、現況は、仮に体育祭をするといったら、各地域にお住まいの企業とか、いろいろなところに寄附を、広告代とか言って、少額だけど寄附をお願いして集めたりしています。これを法人格がやるということは、正式に法人格から領収書を頂いて、そういった事業を行うというような考えでいいんですか。

○議長（江口　徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原　寿）

そのとおりでございます。

○議長（江口　徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

整理しますと、指定管理料は指定管理料で市のほうから来ると。各事業は法人格の事業として事業を行うと。ですから、金額的には別に収入減として事業を行っていいという考え方でいいんですね。そうした場合、最終的な決算が出ますよね。その決算というのは公開されるんでしょうか、非公開でしょうか。

○議長（江口徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原寿）

一般社団法人の決算の分は公開の義務はございませんけれども、公告の義務がありますので、公告を行っていく形になります。

○議長（江口徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

まちづくり協議会の本来の目的として、閉鎖的になってはいけないと思うんです。幸袋で76名、二瀬で48名の社員さんはおられるでしょうけども、決議権を持たれて総会を開く場合は、そういった1年間の決算書も社員さんは見れるかと思うんです。ただ、社員になっていない住民の方は、幾らかかってどのような事業をなさったかという場合に、非公開という形を取られるのか、ちゃんと公開するのか、そこら辺を明確に教えていただけませんか。なおかつ、議会は、ここを3年間、試行的に法人化して指定管理をするわけですから、毎年——、表現は悪いけど、実験台的な試行なので、だから、「1年間終わりました」、「指定管理料をこれだけ払いました」、「このような事業をされました」、「結果的にこれだけのメリットがありました」ということを、最終的には議会に報告できるんでしょうか。するつもりがあるかないか、できるかできないかもお答えください。

○議長（江口徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原寿）

両一般社団法人のまちづくり協議会の定款において、決算等においては公衆の見やすい場所、事務所にて掲示すると規定しておりますので、公告を行っていく形になります。

○議長（江口徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

ちょっと答弁漏れなんだけど、先ほど、表現は悪いけど、実験的にやりたいとした場合に、議会への報告はしっかりとできるのかということ、開示できるのかということは、どう考えておられますか。

○議長（江口徹）

暫時休憩いたします。

午前11時36分 休憩

午前11時45分 再開

○議長（江口徹）

本会議を再開いたします。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原寿）

本市におきましては、全ての指定管理者において、毎年度終了時に事業報告を提出され、モニ

タリングを実施し、その評価をしております。今回、私たちが提案していますのは、初めてまちづくり協議会のほうが交流センターを運営・管理するという指定管理になっておりますので、その課題とか問題点については委員会等で報告させていただきたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

今までの指定管理は決算書を出していなかったよね。それは分かるんです。今回、賛成したいという気持ちで質問する上で、明確な答弁がなさ過ぎるんです。審議未了過ぎる。方針は分かるので、閉鎖的になってはいかんので、3年間やってもらおうかなという気持ちにはなっているんだけど、毎年どうだったのかというのは、議会としてはチェックすべきだと思うんです。三千数百万円拠出するんだから、その結果がどうだったのか。どういう事業をされて、どういう結果だったのかというのを、議会が認めた以上はしっかりと説明をしていただきかなくてはいけないと思うんだけど、今、委員会で聞かれたら報告しますという態度なのか、そのところを明確に。もう一つ、どこの委員会で報告するつもりか、教えてください。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

聞かれたらということではなく、初めての取組なので所管の委員会のほうに状況を報告させていただきたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

基本的な所管の委員会を教えてください。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

協働環境委員会でございます。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

最後にあと2点だけ。先ほど3大事業等があると言いましたよね。法人化されたまちづくり協議会がその祭りに対して寄附行為的な資金援助というのは可能でしょうか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

事業に対して、まちづくり協議会に対しての寄附が可能かということだと思います。可能になります。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

確認のため、この一般社団法人は非営利団体だと認識していますが、営利団体なのか非営利団体なのかを教えてください。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

両一般社団法人は非営利団体となっております。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

これは非営利型一般社団法人ということですか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

違うと思うんですけど、調べ直してご回答いただいてもいいですか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

名称は一般社団法人ということで、一般社団法人二瀬まちづくり協議会、また、一般社団法人幸袋まちまちづくり協議会となっております。設立に当たって、税理士さんと非営利型で事業を行っていくというふうな形を取っております。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

すみません、ちょっと私の理解が間違っていたら教えていただきたいんですけど、そもそも一般社団法人は非営利組織です。非営利組織というのは株主に分配できません。ただその上で、一般社団法人というのは通常の一般社団法人と非営利型一般社団法人に分かれています。非営利型一般社団法人というのは特定の事業しかできないと。例えば、フード トラックをやります。これは営利事業なので、非営利型一般社団法人はできない形になります。一般社団法人も、いわゆる営利事業を行う一般社団法人と、非営利のみを行う一般社団法人に分かれています。この差というのは定款の記載事項によって判断されるという認識をしているんですが、これがちょっと不勉強だったらご指摘ください、認識が間違っていれば。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

非営利型というのは営利事業を行っては駄目ということではありません。非営利型というのは収益を分配しない、あくまでも事業のほうに使うというふうになっております。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

すみません、私の指摘が間違っていたか、間違っていないかを教えていただきたいんですけど、質問をもう一回しますと、そもそも一般社団法人というのは、組織上、非営利組織です。そもそも株主に分配する機能がないので、一般社団法人とは非営利型の組織である。それはもう大前提です。今おっしゃっていただいたのは単なる事実なので、全くお答えにならないと。その上で、私の質問というのは、一般社団法人というのは非営利型一般社団法人と通常の営利事業もできる一般社団法人、2つあるというふうに認識しているんですけど、この認識は間違っていますか。

○議長（江口 徹）
暫時休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午前11時54分 再開

○議長（江口 徹）
本会議を再開いたします。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）
議員が言われますように一般社団法人には2つあります。非営利型と営利を行う一般社団法人と2つ存在します。

○議長（江口 徹）
7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）
ちょっと次に行きます、これをずっとやっていても仕方がないので。
今回、本題のほうなんですけども、そもそも法人というのは決算公告を行う必要があります。この趣旨はご理解されていますか。ご理解の範囲でお答えください。

○議長（江口 徹）
ごめんなさい、もう一遍質問いいですか。7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）
これは小幡議員の質問に続くところで、この決算公告についてちょっと根本的に分かっていないんじゃないかなと思った上で質問します。まず大前提として、そもそも法人が決算公告を行う理由、これは何ですか、ご説明ください。これは常識なので、普通にお答えいただいて大丈夫です。

○議長（江口 徹）
まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）
決算公告につきましては、それぞれのまちづくり協議会の決算を広く知らしめるための公告を行うというふうに理解しております。

○議長（江口 徹）
7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）
私がなぜ、どういう趣旨で決算公告を行う必要があると一般論をお伺いしたんですけど、今のお答えというのは、まちづくり協議会が公告する必要がありますということで、何も質問にお答えいただいているので、もう一回聞きます。

そもそも法人というのは、なぜこの決算公告をしないといけないのか、なぜ法律でそのような趣旨が定められているのか、そこをお伺いします。これは別に意地悪で聞いているわけではなくて、これが分かっていないから、いろいろなずれた答えに行くという根本的な話です。

○議長（江口 徹）
まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）
法人の経理の明確化、透明性を行うために公告を行うものです。

○議長（江口 徹）
7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

個々のご意見もあるんですけど、全く違うような気もしていて。その決算情報というのは、損益計算書ですかとか、貸借対照表ですかとか、あるいは株主の異動とか、そういった重要な情報が出てきます。この情報を見ても、経理がちゃんとしているかどうかというのは、全く私は理解できないというか、経理の結果が出ているだけなので、今おっしゃっていただいた経理の透明性が何で損益対照表とか貸借対照表を見て分かるのか、ちょっと理解ができなかつたんですけど、もう少し説明していただいてもいいですか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

質問議員の言われている内容について、ちょっと分かりかねます。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

ちょっと意見の相違があるようなので、私の一般的な理解で言うと、結局、法人というのは、個人と違って、いろいろな団体、人ですかとか、財産が集まってできたものなので、どのぐらいの売上げがあるのかとか、株主が誰なのかとか、そういったものを、その法人の情報を公開することで取引の安全性ですかとか、そこがどういう団体で、どういう情報なのかというのをちゃんと公告しましょと。そういうところで定められておりますと。それが大前提であります。

一般社団法人については、これはもう調べられているかと思うんですけども、一般社団法人の公告方法について4種類ございますけども、この4種類をおっしゃっていただいてもいいですか。これは多分調べられている資料にあるかと思います。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

まず1つ目が、官報に掲載する方法。2つ目が、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法。3つ目が、電子公告。4つ目が、先ほど言いましたもののほか、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を確認することができる状態に置く措置として法務省令にて定める方法の4点になっております。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

4つの選択肢があるんですけども、このどれを取るかというのは、当然、一長一短があるんですけども、今回は4番目の方法を取られたと。すなわち、ほかの方法ではなくて、4番目がよかったです理由、プロコンといいますか、ほかのメリット・デメリットを含めて、何で4番にしたかというのを、ほかの選択肢を含めてお話ししていただいてもいいですか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

質問議員が言われます4番目のほうで公告を行うという形になります。それについては、まちづくり協議会のほうでどれにするかという決定をなされてありますので、その内容については分かりかねます。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

そもそも法人が情報を公告するというのは、それがどういう団体なのかを知る必要が社会的に

あるよねというところで、そういう法律が定められているんです。今回の場合は、飯塚市が仕事を出すというところで、いわゆる公的な要素が強いわけです。すなわち今回の一般社団法人というのは、世の中に様々な一般社団法人の類型がある中で、情報公開の必要性が高い一般社団法人になります。

例えば、一般社団法人も、こども食堂ですとか、地域猫のボランティア団体ですとか、別にその情報についてそんなに広く公開しなくとも差し支えないようなものに関しては問題ないと思うんですけども、今回に関しては、税金を受けている会社なので、情報の公開の必要性が高いと。そういう団体が情報の開示方法について、ホームページに載せるとか、官報に載せるとか、あるいは公開しないんだけど事務所に行けば見れますよという、一番情報を隠したような公開方法を選ぶというのが、結構、謎といいますか、先ほどのご答弁でも、「これは別に法律上は問題ないんです」とか、「いや、これ何か相談して、法務局に出て問題ないんです」みたいな形で、それは問題ないかもしれませんけれども、この一般社団法人はどういう性質のものなのか、この決算というのは何でそういうふうに法律で定められているのかを考えたら、あえて4番を選ぶというのは、一番情報公開が必要な団体であるにもかかわらず、一番情報を隠すところを選ぶというのは意味が分からない。

これは多分、何か悪意があるわけではなくて、何も考えずにしまったんじゃないかと。一個一個考えて仕事をしてほしいなというのは、これは一個の質問はそうですけども、ほかの議員の質問からしても、やはり、そもそも一般社団法人とは何なのかとか、取引関係の法律の話とか、ちょっと一個一個の答弁に勉強不足が見えるというので、ちょっとこの質問自体は瑣末ではありますが、やはり一個一個に精度を持って、制度を調べながらやってほしいと思ったので、ちょっとと言いました。すみません。以上です。

○議長（江口　徹）

ほかに質疑はありませんか。8番　藤堂　彰議員。

○8番（藤堂　彰）

数点お伺いします。私的にはこの議案自体はポジティブに捉えています。その上で、いろいろご質問いただいて、課題があるのかなというふうには思ってはいます。

この議案自体が12月議会に移せないものなのか、そこだけお伺いします。

○議長（江口　徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

先ほど来ご答弁させていただいております。本定例会、9月議会でございます。4月1日の指定管理運用まで約半年という期間でございます。我々としましては、本議会でご議決いただきまして、あと半年間の中で、最終的な指定管理運用についての詰めの作業と準備を、まちづくり協議会のほうからいろいろとお話を受ける中で、組織としてやっていけるような形の分をつくり上げていきたいと思っていますので、この分については本定例会が我々としては期限ということで考えています。

○議長（江口　徹）

8番　藤堂　彰議員。

○8番（藤堂　彰）

この議会中ではないと厳しいというところで理解はしましたが、先ほど私もポジティブに捉えているというところで発言しましたけれども、なぜかというと、基本的には住民の方々が今やりたいという機運が一つあるのかなというところと、今、まちづくりのところかなと思うんですけど、自治会の加入率も減ってきて、新しいまちづくりをどうしていくかという中で、こういうことを考えられて上げてきたんだろうというふうに勝手に推察はしております、そのメリット、デメリットとかもあるかとは思うんですけど、飯塚市として新しいまちづくりをするんだという

ので、今回この議案を出してきたと思うんですけど、その辺、提出者の市長には、何かしら今後のまちづくりとか、この議案の意味みたいなところをご答弁いただけないかというふうに思っております。

○議長（江口 徹）

藤江副市長。

○副市長（藤江美奈）

まず最初に、まちづくり協議会の皆様には地域活動の推進、そして、地域の活性化に日夜ご尽力賜り、心より敬意を表しております。ありがとうございます。

現在、地域の活性化、それぞれの地域が特色を持って地域活動を充実させていくために、交流センターの指定管理者制度への移行に取り組んでおります。しかし、行政の思いだけで進めてしまいすると、地域の活性化の主役であるまちづくり協議会へのご負担が大きくなり、地域の活性化につながらない、そのような状況は避けなければいけないと考えております。

そのようなことから、まちづくり協議会が交流センターの運営に主体的に関わる仕組みを構築しまちづくり協議会との協議を重ねながら広げてまいりたいと考えております。まちづくり協議会が交流センターを拠点として様々な団体と共に地域の活性化を図っていく。そのような取組につなげてまいりたいと考えております。

幸袋、二瀬の交流センターは地域住民にとって身近で大切な拠点でございます。今回の指定管理者制度導入によって、市民に最も近い形でまちづくりが実現できると考えております。これまで議員の皆様から、たくさんのご指摘、また、ご質問をいただいた中で、答弁で言葉が足りなくなつた場面もございました。しかし、市といたしましては責任を持ち、まちづくり協議会と連携しながら、安心してご利用いただける環境を確保できるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

副市長、ありがとうございました。別に仕込んだわけじゃなくて、本当にありがとうございました。その上で、まちづくりとかそういうものをやっていく中で、皆様ご質問もたくさんあつたと思うんですけど、特に悪気が、一部あつたかもしれませんけど、あってそういうふうな質問をしたわけではないと思うんです、私としては。やはり、こういうまち全体のことに関しては、全体的に言えるんですけど、トップの考え方みたいなのが、私は少な過ぎるというふうに思いますので、その点、ぜひ市長のほうにもご答弁いただけたらと思います。お願いします。

○議長（江口 徹）

武井市長。

○市長（武井政一）

担当課長、部長、そして先ほど担当の副市長が申し上げたとおりですが、本当にこれまで飯塚市が進める協働のまちづくりに向けて、まちづくり協議会というのは、本当に市内12の地域のセンター機能を担っていただいておりました。これまでのそいつた、先ほど答弁にもありましたけれども、地域に近い存在として、これまで地域の思いや要望を身近で聞いてこられた、そいつた方が、地域の活性化やさらなる交流の充実に向けて、指定管理として受けていただくのが最適ではないかと思って、このたび上程をさせていただいたところでございます。

なかなか十分な答弁にならないところもあったかもしれません、私ども、そういう飯塚市の市民協働のまちづくりを一歩一歩先に進めていきたいという思いで、今回の議案の上程をさせていただいております。どうぞご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（江口 徹）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

そういう思いがあるのであれば、途中でも介入していっていただければ、ここまで細かいところまではならなかつたのかなというふうに思います。私としても、まちがやりたいと——、課題はたくさんあると思いますけど、そこを随時修正しながら、私としてはやっていっていただきたいというふうに思いますので——、すみません、終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私は、「議案第99号」並びに「議案第100号」に反対の立場から討論を行います。

幸袋交流センターは遠賀川の重要水防箇所の堤防に隣接しています。二瀬交流センターは建花寺川沿いにあって、過去、その地域は浸水したことがあるわけです。したがって、双方とも水害時には道路が冠水し孤立する危険があるわけです。

今回、指定管理者制度の導入方針がまずあってからの市役所主導の展開は、現状においては、必ずしも地域住民の生命・財産の、また、安全確保など緊急時の対応をはじめ、住民サービスの向上、地域の活性化につながるとは考えられず、住民や市議会との関係において、公正で透明な運営に不安があるために賛成することができません。

このまま強引に進めれば、一般社団法人化した二瀬まちづくり協議会、幸袋まちまちづくり協議会に飯塚市が多大な迷惑をかけることにもなりかねません。住民福祉の増進を図る立場から、交流センターの目的に照らして、引き続き、市が直接、公的責任を持って住民サービスの向上・充実を進めるべきであります。以上で討論を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。4番 赤尾嘉則議員。

○4番（赤尾嘉則）

私は、「議案第99号」並びに「議案第100号」について、賛成の立場で討論いたします。

本議案は、幸袋交流センターと二瀬交流センターの2施設を地元まちづくり協議会に指定管理者制度を用いて管理運営させるというものですが、賛成する理由としましては、次の3点になります。

1点目は、地域ごとに特色があり、抱える問題や課題も様々で、地域性が強まっている現在において、一律に行政主体の考え方や方針で運営していくことに限界が見え始め、なじまなくなってきたという点です。やはり、その地域のことを、その地域の方が、その地域の方々と共に考え、自主的に責任を持ったその地域ならではのまちづくりを行っていくことこそが、今後の地域の存続、または活性化に欠かせない重要な要素となっていくものと考えます。

次に、2点目は、1点目と関連しますが、将来的に及ばなくなるであろう公助からの脱却、そして自助、共助の促進です。令和6年度決算特別委員会において審査を行いましたが、私の個人的な見解では、事業の大幅な見直しと縮小、削減に鋭意取り組んだ結果、何とか無事に決算を終えることができたが、依然として歳入と歳出のバランスは悪化傾向にあり、長期的な見通しは予断を許さない状況であるのではないかと考えます。地域サービスにおいても、今後、今まで同様の人材面、経済面での公的支援がいつまで続けられるのか、疑問が残ります。早期に、自立した行政に依存しない地域コミュニティーの構築は重大な課題とすべきです。

3点目は、懸念や不安要素は存在しますが、リスク面については比較的低いという点です。執行部の提案は交流センター12施設を一斉に指定管理者制にするというものではありません。全施設中、先進的な2地域・2施設において試験的に導入するというものです。現時点での問題・

課題については、できる限り抽出し、十分な検討と対策は必須ですが、最終的に全施設に導入するまでには見直し・改善をする機会は十分にあり、反映させることが可能であると考えます。そういう観点から見れば、本議案2施設の指定管理者制度の導入はリスクが低いと考えられます。以上の3点をもって、本2議案に賛成ですが、執行部には何点かの要望と指摘をいたします。

まずは当面、サポート体制に万全を期していただく必要があります。経理事務のサポート、役員となられる方の不慮の事故や病気により業務に支障を来たした場合のバックアップ、また、災害時対応の業務所掌などは特に大事ではないかと考えます。

また、半官半民のような組織団体は、天下り先となりやすい、また、その温床となりやすく、なってしまうケースが多々ございますので、未然に防止できる、抑止できるような制度や規則の整備も必要であることを指摘しまして、私の討論を終わります。

○議長（江口　徹）

ほかに討論はありませんか。8番　藤堂　彰議員。

○8番（藤堂　彰）

私は、「議案第99号」、「議案第100号」に賛成の立場で討論いたします。

この議案が、飯塚市のまちづくりの仕組みを根本から変える可能性を秘めた非常に大きな一歩だと考えております。

この議案の背景には社会課題があると思っております。御存じのとおり、現在の市内の自治会の加入率は50%程度になっておりまして、加入率も年々減少しております。この現状において、コミュニティーを維持・活性化するためには、新たなまちの形を模索して実行していく必要があると思っております。

冒頭で述べたとおり、私はこの議案に賛成ですけれども、2点、執行部に関しては意見を述べたいと思います。

1点目はガバナンスに関してです。今まで行政のフィルターというのがかかっておりましたので、プロセスとか理念とかが反映された運営が行われてきたと思うんですけれども、今後は指定管理者の運営になりますので、社会心理学の研究が示すとおり、集団は必ずしも個人より優れているとは限らない。これはいかなる組織でも例外ではないんですけれども、一般企業だと判断の指針となる企業理念とかフィロソフィーとかあるんですけども、非営利組織になると、その目標が曖昧になりがちで、その結果、一部の声に引きずられるリスクというのが内在いたします。それを防ぐためにも、地域コミュニティーの増進と住民の生涯学習の場という交流センター条例の目的を決して忘れないように、この理念が運営にしっかりと反映されるよう関わり方を継続的に見直していくべきだと思っています。

あと、指定管理者の移行なんですけれども、給与体系の見直しであったり、現場の事務員の方々に新たな負担を強いる可能性というのが考えられまして、持続的なまちの発展というのは、現場を支えてくださる人材なくしてはあり得ないというふうに思っておりますので、組織の強さはバックオフィス、すなわち管理部門の質で決まると言われております。一般社団法人のスタッフの方々が安心して働くよう必要以上のケア等、密なコミュニケーションを市としてもお願いいたします。以上で私の討論を終わります。ご賛同のほど、よろしくお願いします。

○議長（江口　徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。議題中、「議案第99号　指定管理者の指定（飯塚市幸袋交流センター）」について、原案のとおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第100号 指定管理者の指定（飯塚市二瀬交流センター）」について、原案のとおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 0時21分 休憩

午後 1時18分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。「飯塚あかね工業団地（仮称）造成事業について」の報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

先日、報告がありましたね。工期延長の理由を説明してください。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

前回の答弁と重複することがあるかもしれませんけれども、よろしくお願ひいたします。

今回、地質調査・解析等業務委託及び基本設計業務委託について工期の延長をしております。この2件の変更につきましては、令和6年9月の市議会定例会において土地の処分に関する議案をご議決いただき、本業務の隣接地、約6.3ヘクタールを先行事業者へ売却しております。当初、当該事業者と本市におきまして別々に開発手続を行い、それぞれで県営河川の馬敷川へ敷地内の排水について放流する予定で協議を進めてまいりましたが、先行事業者は、現状、開発行為を伴わないストックヤードとしての利用はなされているものの、開発行為を伴う製造ヤードの建設、排水施設等の配置や規模等の土地利用計画が決定されなかつたことから、結果的に、市の開発手続が先行することで本業務を進めることになり、そのための協議に時間を要したため、請負業者への指示が遅れ、工期を延長することになったものでございます。

また、その計画内容が今回決定されなかつたことによりまして、このままでありますと、市の区域における基本設計業務がさらに遅れることが想定されますことから、当初の予定どおり、市は市、先行事業者は先行事業者という中で、別々で開発を行いながら進めていくといったものになつております。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

今、課長が説明したことは、以前も説明を聞いております。当初、このあかね工業団地を取得した後に、同時に今、売却している企業の方とは、基本的に開発申請については、以前、経済建設委員会でも質問したように、一緒に開発申請をするのか、別々にするのか、どちらですのかという質問をしたときに、あなたのほうはあくまでも別々でやりますということで報告を聞いております。

しかし、今の説明であれば、土地を売却した相手方と協議をする中において協議が進まなかつたと。どういった協議が進まなかつたんですか。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

協議が進まなかつた内容につきましては、本来、別々の開発でということにはなりますけれども、先行事業者の土地利用計画がはつきり出てこなかつたというところで、今回、それに伴いまして、市の開発につきましては、基本設計につきましては、例えば、先行事業者との土地の境界の関係とか、あと排水計画がどのようになるかというものが出てこなかつたものですから、その計画が不明確な状態では、市の開発、基本設計の業務として進められなかつたということで、今回こういうふうな形で、工期の延長となつたものでございます。

○議長（江口　徹）

27番　坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

今のあなたのほうの説明であれば、開発申請については、当初から別々でするという方針は、市の方針で決まってあつたわけでしょう。売却した企業については、別で開発をすると。境界について協議をすると。境界はきつと決まつてゐるわけでしょう、売却しているんだから。だから、それに対して何で協議が要るんですか。

市は市の工業団地としての開発申請を出す。誘致した企業については、当初売買するときから協定というか、事業の内容、そいつたものは全部打合せが終わつたから売却という形になつたわけでしょう。だから、今の説明であれば、境界とかそいつたものがあるから協議をしなきやいかんということ自体おかしいんじゃないですか。もう少し分かりやすく説明をしていただけませんか。

○議長（江口　徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

先行事業者との協議の中では、先行事業者の排水路について、もともと開発は別々でということになっておりましたので、別々に馬敷川のほうに排水をするという方向で話を進めてきたところです。ただ、排水路の整備につきまして、先行事業者のほうから排水路の変更の相談があつたことがありますて、その排水路の変更の関係での協議が長引いていたこともありますて、最終的に、まだ先行事業者の土地利用計画がはつきり出てこなかつたものですから、今回の市の開発の中での土地利用計画が定められなかつたということで、今回、もともとの当初に立ち返つて、それぞれの開発区域での開発というところで進めてきたものであります。

○議長（江口　徹）

27番　坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

今の説明も同じことですけど、当初から開発は基本的に別々でやりますということで売却したんでしょう。相手方もそいつたことを了解の上で、土地の購入をされたわけでしょう。そして排水計画というのは、基本的に飯塚市の工業団地は飯塚市の工業団地で排水計画をする。相手方は相手方で、購入したときから、開発をするときの排水計画を立てておるわけでしょう。それが何で、そこで協議が進まなかつたということになるんですか。

それぞれの排水計画が、開発に当たつては、当然、必要になってくるわけです。その排水計画の何の協議が、今まで半年間、基本設計において工期を延ばすということになったのかという内容を詳しく説明してください。

○議長（江口　徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

先ほどの答弁とちょっと重複するかもしれませんけれども、もともとは先行事業者が排水路を馬敷川まで直接つないで放流するということになつておりました。その後の計画の中で、排水路の放流方法について変更したいといったような相談があつて、その協議を行つていて遅れた

ものでございます。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

今の説明では理解しにくいですね。もともと馬敷川のほうに、取得企業が開発計画の中では、排水路で直接放流すると。直接放流していいじゃないですか。あとは県の河川整備課のほうと話をして、それにオーケーが出るのか出ないのか。その協議だけじゃないですか。飯塚市と排水計画について協議をするところがないじゃないですか。

立地条件からいうと、馬敷川まで行くまでには土地購入をされた所のほうが上流のほうにあるんですね。市があかね工業団地にする所は下流側にあるわけです。馬敷川に近いほうにあるんですね。市の土地の中に流さなきゃいけないのか、最初からそういうことは分かっているわけでしょう。それを何で、その土地を売却するときにそこまで協議をしていなかったんですか。平面図から見ると、一目瞭然で排水を流す場所は初めからなかったんじゃないですか。それを基本計画の設計を委託した。しかも、1年間という工期の中で。

基本設計というのはどういうものか御存じですか。きちんと計画を立てて、線引きだけでいいわけですよ、実施設計じゃないから。そういうことを分かった上で、企業のほうは土地の購入をしている。飯塚市も売却して、飯塚市の工業団地としてつくる所については飯塚市の独自の考えでやっていいんじゃないですか。その辺りがよく説明の中では解釈できません。もう少し詳しく、話がつかなかつたと、協議がスムーズにいかなかつたという内容を詳しく説明してください。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

当初、売却をする際には、先行事業者とは、先行売却地から市の土地の中を通って、馬敷川までの排水をする形にはなりますけれども、当初話していた計画の中から、その後、売却した後にはなりますけれども、その計画について先方から変更したいといったような相談があった中で、継続して協議をしてきたということになっております。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

売却をして、相手方は当初、土地を買い受ける前に計画を立ててあったわけでしょう。購入した後に土地購入者が計画を変更したんですか。今、そのように説明では解釈できるんですけどね。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

売却後に排水のつなぎ方について変更の相談があったものでございますけれども、もともとは、先ほどとまた重複してしまいますけれども、市も先行事業者も開発を別々に行って、馬敷川まで排水を持っていく。最終的に馬敷川に排水する所で一緒にするかどうかというところはありますけれども、別々で排水をするということで協議を進めておりました。売却後に、先行事業者のほうから排水について、市が開発する区域内におきまして、当然、市の中で基本設計を行い、その後、実施設計、造成ということにつながっていくと思いますけれども、その中で、開発行為が完了した後に市の開発地内における排水施設のほうにつながせてもらえないかといった相談がありました。ただ、もともとそういう話ではなくて、別々に開発するというところで、別々に排水計画をというふうな話をしておりますので、そういった協議をずっと続けてきたところで、今回こういうふうな形で延びてきたものでございます。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

相手方のそういう相談を受け入れられる部分と受け入れられない部分——。飯塚市はあくまでも基本設計、これは委託して、費用も予算も見ていたんですね。これを延ばすことによって事業が遅れる。そして、今この物価高騰の中で、この期間が半年延びれば、1.5倍から2倍ほどの費用負担が余分にかかるというような考え方はなかったんですか。

土地を購入した企業さんがそういう途中で計画変更をしたから、それに合わせて、足並みをそろえて、飯塚市の工業団地が今一個も空いていない部分で、当初、この土地購入、工業団地の事案が出たときに、私どもはあくまでも飯塚市には工業団地が今一つも空きがないということから、できるだけ早期に完成するべきではないかということで賛成したんです。ところが今聞きおくと、相手方のペースに合わせて、飯塚市がそこまで——、土地を購入して工業団地の完成を見ずに、表現の仕方は悪いかもしれませんけど、土地の転売というような形で売却しているわけじゃないですか。

売却する段階で、あくまでもそういう開発行為については別々でやりますよと。排水についても別々でやりましょうということで話は成立していたわけでしょう。そういう諸条件の中で土地の売却をしたんでしょう。だから、それが何で相手方のペースに合わせて、これだけ工期を延ばして、いまだに実施設計に入られないと。しかも、これについてはあなた方が途中で私が聞いたときに、地盤が非常に悪い、坑道もあるといったことも説明がありましたよね。その点についても、先日、説明を聞いたときに、ボーリング結果は地質調査に入って、大学の教授まで分析をしていただいて説明を受けましたと。ここは陥没地帯には建物は建ちませんよという意見も出されましたというような説明をされていましたよね。だから、いい土地を売却して悪い土地だけが残った状態になっているんですよ。しかも、売却相手が排水の関係で、どうしても市の用地の中に排水を流さないと排水が取れないということは、もう火を見るよりも明らかでしょう。平面的な土地の面積からいっても、全部下流側に行く分は市有地が全部入っているわけでしょう。そういうことを分かっていて売却して、相手方は別に排水を設けますということで売却をしているんだから。それは最後まで市のほうの方針を変えるべきじゃないんじゃないですか。どうですか。

○議長（江口徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

まず、質問議員がおっしゃられますとおり、今回の履行期間の延長に伴いまして、6か月間の遅れが発生しております。また、昨今の人件費や物価高騰の影響により、事業の遅れが事業費の増加につながることは認識しております。また、実際に審査を希望される企業の方が、この場所を、今、工業団地として用地がない中で、進出を選んでいただくために、そういう機会を逸してしまわないように対応していかないといけないということは重々承知しておりますので、今回の延長による事業全体の遅れが少しでも解消できるように、今後、事業は適宜進めてまいりたいと考えているところでございます。

先ほど言われました、先行事業者の要望に市が一緒になって相談したことで遅れているということは、当然、そういう現状にはなっておりませんけれども、最初の答弁とちょっと重複いたしますけれども、そういう先行事業者の実際の土地利用計画が出てこなかつたといったところで、それ自体が市の基本設計等に影響を及ぼして、今回工期を延長するようなことになりましたので、今後の早期の工業団地の開設に向けて事業のほうを適宜進めてまいりたいと考えております。

○議長（江口徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

あなたの答弁を聞いていると、土地利用計画が出てこなかつたと。でも、売却するときには土地利用計画が出ていたわけでしょう。違いますか。

○議長（江口　徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

当初、打合せをした中では、実際にその平面図がとかいうことではなくて、実際に先行事業者の土地から馬敷川まで排水を流すというふうなお互いの考え方というところは確認はしておりました。実際に、基本設計業務を進めるに当たりましては、先行事業者の土地利用計画、図面ですね、配置図とかそういったところが必要になりますけれども、その部分が出てこなかつたことで、繰り返しの答弁になりますけれども、市の設計のほうに反映できなかつたというところで、今回延長したところでございます。

○議長（江口　徹）

27番　坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

同じことの質問になりますけど、土地利用計画が当初出ていたわけでしょう。どっちですか。当初、土地の売却をするときに土地利用計画が出ずに売却したわけですか。

○議長（江口　徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

土地の購入をされる際には、この土地でどういったものをされたい、例えば、製造ヤードを造る、ストックヤードを造るといったような内容のものは出てきております。しかしながら、どういった配置でというところまでは出てきておりません。

○議長（江口　徹）

27番　坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

排水計画も出てこずに、土地利用計画、これは、当然、開発にかかるんだから、排水計画は当然必要でしょう。そういう協議は、一切、土地売却のときに話が出なかつたの。

○議長（江口　徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

正式には、当然、議決を得てからということになりますので、議決後に、実際に市と先行事業者と協議をしていく中で、福岡県のほうとか開発行為に関係する担当部署のほうにも確認に行きながら、どういうふうな排水計画をするとかいったところの協議はしてまいりました。しかしながら、最終的に排水計画についての変更の相談がありまして、そういったところで時間がかかつて、今回延長となつたものでございます。

○議長（江口　徹）

27番　坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

排水計画は、土地購入者が開発するに当たって、飯塚市の敷地内を通さずに馬敷川まで流せる経路はあるんですか。

○議長（江口　徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

この土地につきましては、先行事業者の土地から馬敷川まで排水するためには、市の土地ですね、県道沿いの北側の北西側の土地になりますけれども、そこを排水路敷として排水する計画で

ございました。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

その水路側に排水計画を最初から立ててあったわけですか。その部分に排水を流せる部分があるわけでしょう、土地購入者は。飯塚市が新たにあかね工業団地として開発をする部分の中は通さず、排水はできるという解釈でいいですか。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

北側の県道沿いと言いましたけれども、その土地は市の土地になっております。その土地については市が開発する土地の中に含まれる土地にはなりますけれども、その中で、その土地を使って、当初、排水を計画していたところでございます。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

では、その土地購入者はそこで排水を計画して、流せるということで了承しておるわけですか。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

当初はそういうふうな形で、そこの市の土地の中を使うようなところで協議を進めてきたところでございます。それが途中で変更というふうな相談があったところでございます。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

その変更というのはどういうふうなことを言ってきたわけですか。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

変更の内容につきましては、もともと別でというところではございましたけれども、市の基本設計後に実施設計がありまして、その後、市の工業団地としての開発行為がございますので、それが完了した後に、先行売却地からの排水をその敷地内の排水施設へつなぎたいといった相談があったものでございます。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

開発申請を出して、市の工業団地の計画が出来上がった後に、そこに流させてくれということであれば、流動計算から何からしてもそこには流せないでしょう。売却した土地の面積と水利解析をして、そして排水量が決まるわけですから。飯塚市は単独で飯塚市の面積の分だけの排水計画を立てますよね。だから、それに増して先行売却をした面積、これが一緒に流せるかどうか、そういう設計は組みませんよ、開発の中では。基本的にその段階の話がおかしいでしょう、あなた方が言う話と——、あなたは専門ではないと思いますので、できれば都市建設部長、そのあたりはどういうふうに思われますか。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

一般的に質問議員がおっしゃられるように、上流の流域の分を市に流すとなれば、当然、その影響は増えてくるというのが一般的な考え方でございます。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

今、企業誘致推進課長が説明することが全く理解できないんです。用地を売却した相手方は、県道沿いにある飯塚市の水路に流末の排水計画を立てておりますということで、売却もされたわけでしょう。それが何で途中から、市の開発する中において、基本計画を立てている途中で、その中に流させてくれということを言わされたから、これだけ半年間の工期延長になりましたと。それ自体おかしいでしょう。市は市の単独の計画、土地購入者は土地購入者として、当初からこういった土地購入をした後、開発という大きなハードルがあるわけですから、それをクリアするために排水計画、これは当然ついてきますよね、それを分かった上で購入してあるわけですから。

それを、あなた方が何でその話に一緒に乗って、これまで飯塚市の開発が遅れるような——、基本設計ですよ、基本設計が出来上がって実施設計に入るわけですよ。基本設計というのは、そうややこしいものではないんです。基本設計ができて、実施設計に入って、初めてそこでどういったものの構造物ができるとか、排水がどのくらいの大きさが要るとかいうことが出てくるんですよ。だから、その前の段階で、排水の計画を購入者が変えたから飯塚市の開発する土地も基本設計ができませんということ自体おかしいでしょう。それであるならば、逆にそういった難しい相手方が購入したときの条件と変わったようなことを言うのであれば、買戻し特約をつけてあるでしょう。何でそういった話が出てこないの。答弁をお願いします。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

今、質問議員が言われております買戻し権の行使につきましてですけれども、今回、計画の変更を基とした買戻し権の行使については難しいと考えております。また、事業者につきましては先行売却地での事業拡大を行うことに現在も変わりなく、今後も市内での事業実施、拡大を目指しておりますことから、現時点で買戻しを行うことは考えておりません。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

買戻しだけの話じゃないの。だから、何で購入業者が排水計画を変えて、急に飯塚市の開発する中に排水を通してくれという話にどの段階で替わったのかと。そして、飯塚市がそれに対して飯塚市の基本設計が遅れるような状況になったこと自体が全く見えないんです。そのあたりを詳しく、何で工期延長までして、基本設計をずらしたのかということを詳しく説明してください。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

当初は当該地の北西にある県営河川の馬敷川のほうへ直接放流を行うとしていたものから、市の造成工事完了後に市排水側溝へつなぎたいとの変更を意思表示されております。この排水計画の変更の意思表示につきましては、昨年、令和6年10月4日において、その後、当初の予定どおり別々の排水計画による排水協議を継続して行ってまいりましたけれども、最終的に今年の1月に、相手方より、馬敷川への直接放流ではなく、市の造成工事後に市が開発する敷地内の排水路の排水施設のほうへつなぐことを前提に開発計画を策定するという話があつたものでござ

います。

○議長（江口　徹）

27番　坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

何度も言っているけど、土地購入者が、当初、売却の段階で排水計画を立ててあった。それが急遽、市の開発の中に入れてくれということ自体がおかしいでしょう。それを聞いて、飯塚市は相手方のペースに合わせて、飯塚市の事業が遅れて、半年間も基本設計を工期延長する。どこの世界にそういう話がありますか。土地を売却するときに、初めからもうきちんとそういう話までできていたわけでしょう。要するに、排水は県道側の飯塚市の水路に流末処理をするということで。それが何で、相手が一言、飯塚市の開発の敷地内に排水を流させてくれということで、話が来たときに、飯塚市は最初から売却する段階でそういう約束はしていないでしょうと、飯塚市は飯塚市単独で開発を計画して出しますということで済むんじゃないですか。

○議長（江口　徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

すみません、ちょっと私の説明の仕方が悪かったかもしれませんけれども、開発行為を一体的に行うことではなくて、あくまで開発は別々にするということに変わりはございません。先ほど答弁させていただきましたのは、市の造成工事、開発行為の完了後に、先行事業者が、後入れと言いますか、別途開発行為を行いまして、その開発計画の中で、市の排水路のほうに排水を抑制した上でつなぐというような内容での相談があったものでございます。

○議長（江口　徹）

27番　坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

何度も同じことの繰り返しになるかもしれませんけど、市は単独で開発行為の基本設計をしたと。その後に、土地購入企業が市の開発の計画が終わった後に、排水計画を入れ込んできたという解釈でいいですか。

○議長（江口　徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

先行事業者につきましては、現在、ストックヤードとして整備をしております。実際に開発行為に伴う計画についてはまだ出てきていないような状況でございます。先ほどの答弁と重複いたしますけども、今の現時点では、市の開発行為のほうが先に行われることになった場合には、工事完了後、市の区域の中にできる排水路のほうに、後から先行事業者が開発申請の許可をもらつた上で、排水計画を立てられまして、その排水を市の開発行為完了後に接続するといったような内容の要望でございます。

○議長（江口　徹）

27番　坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

だから、先ほどから何度も言うように、市は単独で市が土地購入したあかね工業団地、新設する分、この開発行為の計画は立ててあるんですか、もう既に。基本設計は終わっているんですか。

○議長（江口　徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

今回、報告させていただいておりますけれども、基本設計業務は来年1月30日まで工期延長

させていただいているので、その中で計画を立てていきたいと考えております。現時点では計画はできません。

○議長（江口　徹）

27番　坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

あなたは話が二転三転して分かりにくいんですよ。だから、遅れた理由は何ですか。基本設計が遅れた理由。何か障害物が出たんですか、基本設計をする中において。

○議長（江口　徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

遅れた経緯につきましては、この報告の中の変更理由になっておりますけれども、本業務地と隣接する先行事業者の事業計画に関する協議に、先ほど言いましたような排水の関係とかで、その協議に不測の日数を要したため延長するものでございます。

○議長（江口　徹）

27番　坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

先ほどから言うように、長い時間をかけて協議はずっと整合しなかったということで、いまだに協議は進行中ですか。

○議長（江口　徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

先ほどの答弁と重複いたしますけれども、先行事業者からの事業計画が示されなかつたこともあります、最終的な協議完了はしておりませんけれども、これ以上、市の基本設計業務が延長するわけにもいきませんので、もともとの当初の予定どおりということになりますけれども、別々の排水計画により進めていくこととしたもので、今回、それに伴いまして、来年1月30日まで延長することになったものでございます。

○議長（江口　徹）

27番　坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

現在、長期間にわたって協議をしてきたわけでしょう。半年延ばすだけでその協議が成立するんですか。基本的に市の開発計画を立てている排水の中に、土地購入者の企業が飯塚市の排水の中につなぎ込むわけですか。そのあたりを飯塚市の方針として、当初に計画をしていた県道側の水路に、あくまでも土地購入企業がそちらのほうに排水を流すという方針で、きちんと市が意思決定をして、そして、新しく開発をする中には土地購入者の排水は流させないという、どちらの意思決定をしているわけですか。今からそういう協議をまた進めていくわけですか。

○議長（江口　徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

市の方針としましては、当初の予定どおり、別々の排水計画により進めていくこととしております。しかしながら、今後、開発行為に関しましては、都市計画法等の法律にのっとりながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（江口　徹）

27番　坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

最初に計画していた土地購入企業については、当初の排水計画でしか市は流せませんという方

針はもう意思決定したわけですね、飯塚市としては。

○議長（江口　徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

飯塚市の今回の基本設計に係る方針としましては、今、質問議員が言われている方向での方針ということで考えております。

○議長（江口　徹）

27番　坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

私が聞いているのは、「考えております」ではないんです。意思決定をしているかどうかということを聞いているんです。考え方は、あなた方が当初から説明があったように、飯塚市は飯塚市で工業団地として基本設計を発注しておるわけですよね。土地購入をした所はそれぞれで別々にしますと、開発行為についての申請はそれが基本ですよ。それが途中で、相手方から飯塚市が開発した中に排水を流させてくれということで意思が変わったわけでしょう、相手の考え方。それによって、飯塚市が半年間という工期をどうするかということで考えていましたんでしょう。

だから私が聞いているのは、飯塚市は飯塚市でくまでも当初に考えてあった、飯塚市の開発する中には排水は取り入れませんという意思が決定しているんですかということをお尋ねしているんです。

○議長（江口　徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

先ほどの答弁と重複いたしますけれども、基本設計の業務といたしましては、市の方針としては別々の排水計画により進めていくことで決定しております。

○議長（江口　徹）

27番　坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

排水計画は別々にするということで市の意思決定をしているのであれば、それはいつ意思決定したんですか。いつの段階で。

○議長（江口　徹）

暫時休憩いたします。

午後　2時06分　休憩

午後　2時19分　再開

○議長（江口　徹）

本会議を再開いたします。企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

先ほどの質問議員の質問に回答いたします。方針決定したのは9月9日になっております。

○議長（江口　徹）

27番　坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

もう一度確認します。9月9日ですか。どういった方針の決定をしたか、再度、答弁してください。

○議長（江口　徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

別々の排水計画により進めていくことについて決定しております。

○議長（江口　徹）

27番　坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

それは相手方のほうも了解されてあるんですか。

○議長（江口　徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

先ほどの答弁と重複いたしますけれども、先方からの事業計画が示されなかつたこともあります、最終的な協議完了はしておりませんけれども、これ以上、市の基本設計業務等を延長するわけにもいかないといったことから、別々の排水計画により進めていくことと決定したものでございます。

○議長（江口　徹）

27番　坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

その市の基本方針、これはもう変わることはないんですか。それをちょっと確認してください。

○議長（江口　徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

基本方針は現時点で変わることはございません。

○議長（江口　徹）

27番　坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

12か月間、当初の基本設計、この間のコンサル業務を委託していましたよね。出向社員として市のほうに1名が常駐するという当初予算がありましたよね。その人材はこの半年間延長した分、半年間は実際に来なかつたんですか、市のほうには。

○議長（江口　徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

技術者派遣との理解で答弁させていただきます。技術者派遣につきましては、今年度末、令和8年3月31日までの契約期間となっております。

○議長（江口　徹）

27番　坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

当初の原契約、令和6年8月7日から7年7月31日まで、この間は実際に出向として1人の技術職員が飯塚市の方に来ておったわけですか。

○議長（江口　徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

今、質問議員が言われますのは、地質調査・解析等業務委託が令和6年8月7日から令和7年7月31日まで、それが8年1月30日まで延びたものでございますけれども、そちらにつきましては請負業者が明治コンサルタント株式会社になっておりまして、それと、先ほど質問議員が言われました技術者派遣業務につきましては別のものとなっております。

○議長（江口　徹）

27番　坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

私のほうが、地質調査・解析等業務委託、これを先ほど言いました。これは、地質調査の分を半年延ばすということは必要ないんじゃないですか。地質調査はもう終わっているでしょう。

○議長（江口　徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

地質調査につきましては、まだ全体が終わっておりませんで、もともと15か所の地質調査を予定しております、現在8か所で、あと7か所残っております。この内容につきましては、基本設計業務の中で、例えば、調整池をどこに造るとか、道路計画をどんな形にするとか、交差点のところ、そういったところの地盤・地質をどの辺りで調査するかというところが、今までまだ定まっているなかったというところがありますので、この期間延長した1月30日までの間に、残りの箇所につきましては継続して調査を行ってまいりたいと考えております。

○議長（江口　徹）

27番　坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

基本設計委託業務、基本設計が終わらないと、このボーリングというのは——、基本設計の計画に合わせてボーリング箇所を決めるということですか。

○議長（江口　徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

基本設計業務と地質調査・解析等業務につきましては連携しながら進めているところでございます。

○議長（江口　徹）

27番　坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

通常、開発の工業団地などをつくるときに、基本設計ができた段階でボーリング調査を全部やりますか。

○議長（江口　徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

基本設計業務を行う中で地質調査もしながら、その結果等も反映しながら、情報共有しながら、基本設計業務を行うということになりますので、この2つの業務委託につきましては同じ工期の中で延長することになっております。

○議長（江口　徹）

27番　坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

少しおかしいんじゃないですか、あなたの説明は。ボーリング調査をしないことには、基本設計もできないでしょう。どこの地盤が悪いのか、どこの地盤がいいのか、基本設計と併用してボーリング調査をするということは、また基本設計を変えるということですか。通常は工業団地を造るときにボーリング調査を先にずっとやるでしょう。その調査結果の中で、基本設計、計画を立てるんじゃないんですか。

○議長（江口　徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

今残っております7本の箇所につきましては、先ほどの答弁と重複いたしますけれども、調整池とか道路の交差点の関係とか、そういったところの調査ということになりますので——。

（発言する者あり）

○議長（江口徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

今、質問議員がおっしゃられるように、造成計画する中で、ボーリング調査を基に造成計画をするというのが一つパターンでございます。ただ、一概にそれ一つではございません。というのも、調整池もしくは大型擁壁なんかをつくような形になります。いわゆる重要構造物、そういったところは配置が分かれば、そこに大きな擁壁ができるだろうというところで、配置が分かれば後でそこに打ったりとか、あと、調整池の場所もあれば、後でそこに打ったりとか、いわゆる次の実施設計に有効活用できるような地質調査も並行して行うというパターンもございます。

○議長（江口徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

今回のあかね工業団地については、今、都市建設部長の説明したような要因がある箇所が多いというふうに解釈していいですか。そのために、この地質調査・解析業務委託もそういったことで工期を延ばしたと。

では、この基本設計業務委託、この分については、派遣職員は、このまま1年間、令和6年7月26日から令和7年7月31日まで契約工期かな——、この間はずっと1人が出向で来ておったわけですか。

○議長（江口徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

基本設計業務委託につきましては、昨年7月26日から今年7月31日までを、工期変更ということで1月30日まで延長させてもらっておりますけれども、技術者派遣につきましては年度末ということになっております。ただ、この基本設計業務委託と技術者派遣につきましては別となっておりますので、その点で技術者派遣につきましては年度末までの業務委託契約となっております。

○議長（江口徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

もう一度、その説明を分かりやすくしてくれますか。

○議長（江口徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

現在、技術者派遣の職員が、今、市のほうに来ておりますけれども、その方につきましては、この委託業務のということではなく、飯塚あかね工業団地の造成事業に伴う設計、積算、あと現場技術補助の派遣業務となっております。

○議長（江口徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

以前、経済建設委員会でお尋ねしたときに、この基本設計業務委託については、技術職員さんを市のほうに1名派遣・常駐をしてもらうという説明を受けたと思います。今の説明であれば、

ちょっと違うようありますので、どちらのほうが本当ですか。

○議長（江口　徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

質問議員がおっしゃられます、前回の答弁というのは、令和7年3月5日の経済建設委員会での答弁かと思っております。私の答弁でございますけれども、「設計業務等を行う際に、専門の職員につきまして派遣を行うものでございます」ということで答弁させていただいておりますけれども、あくまでこの基本設計業務委託につきましては国際航業株式会社に委託をしておりまして、この技術者派遣につきましては別となっております。技術者派遣につきましては、この基本設計業務委託に特化したということではなくて、この飯塚あかね工業団地の造成事業に伴う技術派遣ということでの契約となっております。

○議長（江口　徹）

27番　坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

あなたの説明がちょっと聞き取りにくかったんだけど、技術者職員を飯塚市役所の中に1名常駐してもらいますという答弁を、私はたしか聞いたと思うんです。

○議長（江口　徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

技術者派遣につきましては専門の職員を派遣、1名常駐で来てもらうということになっております。それは間違いございません。技術者派遣業務につきましては、専門の職員につきまして派遣を行うものとなっております。

○議長（江口　徹）

27番　坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

派遣を行うものとなっていきますじゃなくて、飯塚市役所のほうに常駐してもらいますということじゃなかったですか。その辺りをはっきり言ってください。

○議長（江口　徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

技術者派遣の専門の職員につきましては市役所に常駐していただくことになっております。

○議長（江口　徹）

27番　坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

この間、協議に不測の日数を要したため延長するという理由書きをしています。その間は何をされていたんですか、その方は。

○議長（江口　徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

地質調査に伴う解析等の業務等を行ってもらっております。

○議長（江口　徹）

27番　坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

地質調査・解析等業務委託は別にしてあるんでしょう。私が言っているのは、基本設計業務委託の技術職員のことをお尋ねしているんですよ。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

業務の内容としましては、技術関係資料の作成に必要な設計図書の作成とか、修正とかが業務となっております。地質調査とか業務委託に関する書類、受注業者のはうから出てきた書類について、その内容を確認したり、チェックしてもらっております。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

この間、1年間ずっと飯塚市役所のはうに来られてあったんですか。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

技術者派遣の職員につきましては常駐して、現在も勤務しておられます。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

このボーリング調査の解析はこの地質調査・解析業務委託をされてあったところが専門だから、そこが解析するんですよね。その資料を参考に基本設計という業務委託の技術屋さんが開発の計画を立てるわけですよね。1年間の間に半年工期延長している。この半年延長しなきやいかんということになれば、半年分しか実務ができなかつたということでしょう。そんなにすることはなかったんじゃないの。

○議長（江口 徹）

土木建設課長。

○土木建設課長（佐藤和則）

企業誘致推進課への派遣職員の方に關しましては、うちのはうに在籍していただいて、以前、適地の際にボーリングをした地層の検討というか、そこら辺の確認とか、あと、今、発注しております基本設計と地質調査の業者から出てくる資料とかを確認していただいて、その確認を基に、また、基本設計の業者等と協議するような形で、今、在籍していただいております。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

現在の段階でこの基本設計業務についてどのぐらい進んでいますか。市の方針が決定したというのは何月ですか。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

9月9日でございます。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

9月9日、もう約1か月たっています、方針が決定して。6か月も延ばす必要性があるんですか。その前6か月間は基本設計に重視して計画を立ててあった。協議に不測の日数を要したため延長しますということだけど、あと6か月も延長しなきやいかんのですか。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

先ほど答弁させていただきましたけれども、地質調査につきましてはまだ7本の調査が残っております。それに合わせた形で基本設計業務を行う中で、受注事業者との打合せの中で半年間、1月30日まで工期が必要という中で延長したものでございます。

○議長（江口徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

それは基本設計委託業務の業者のはうからそういった希望が出たわけですか。

○議長（江口徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

そのような形になります。市と受注業者の話の中で、どのくらいの期間が必要かというところの話の中で、1月30日までとなっております。

○議長（江口徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

それでは、基本設計業務委託の費用のはうはどんなふうになりますか、工期が伸びた分。

○議長（江口徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

工期の延長に伴う委託料の増加につきましては、ないものと確認しております。

○議長（江口徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

では今度、角度を変えてお尋ねします。この基本設計業務委託、これが遅れたために、今度は実施設計、これも当然、半年間ずれ込んでくると思うんです。現在、あなた方がこの工業団地を造るに当たって、いろいろなところに、いつの竣工で工業団地が開設されますということで、営業をかなりされてあると思うんですよ。そっちの方面に支障は全く出でていませんか。

それと、何か所ぐらい声かけをして、企業誘致として可能性があるというふうに判断されている企業が何者ぐらいあるか、分かれば答弁してください。

○議長（江口徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

今回の履行期間延長によりまして6か月の遅れが発生しております。当然のことながら、それに基づきまして実施設計が遅れていくということが考えられますけれども、現時点で全体スケジュールがどのような影響を受けるかについて、現在、検討しておるところでございます。現時点で何年度になるとか、そういったところはまだ把握できておりませんので、今回の遅れが事業全体の遅れとならないようには進めてまいりたいと思いますし、今後のスケジュールがある程度分かった段階で、また次回以降の市議会のはうで報告等をしながら進めてまいりたいと考えております。

また、企業への影響でございますけれども、企業からの問合せ、もしくは県などからの企業誘致の適地といったところがないかとかいったような相談についてはあっております。そういった場合には、今まででは令和10年度の開設に向けてというところでお話をしてきたところでございますので、そこにつきましても、今後のスケジュールがはっきり分かった段階で、市議会にも報

告しながら、また、それに併せて企業さん、あと関係機関のほうにもそういうふうなご案内をしていけたらと考えております。実際に何者かというところは、現時点ではちょっと把握ができません。

○議長（江口　徹）

27番　坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

事業として計画を立てた段階で、もうその段階から、あなた方は既にいろいろな企業に誘致の声かけをしておると思うんですよ。それが大体何者ぐらいあったんですか。

○議長（江口　徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

現在、福岡県のほうには、今後、あかね工業団地のほうが整備をされるというところで、令和10年度ぐらいの開設を目指しているということでの報告をしております。その中で、県のほうからも企業のほうにそういうふうなご案内をしていただいているかと思いますけれども、実際に何者に声をかけたかというところは把握をしておりません。

○議長（江口　徹）

27番　坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

そうしたら、あなた方は基本的に飯塚市として企業の誘致については全く直接は動いていないということで、県のほうにお願いをしているだけですか。

○議長（江口　徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

県のほうと言いましたけれども、県のほうにも情報を提供しながら、当然、市のほうも、主体となりまして進めているところでございます。

また、企業からの問合せがあった際には、この工業団地を、今、造成事業を行っているというところでのご案内をしているところでございます。

○議長（江口　徹）

27番　坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

全く答えになっていないと思うんだけど——、問合せがあったのは何者ぐらいありますか。

○議長（江口　徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

大体、年間で二十数件程度は問合せがあっておりませんので、ここの工業団地に限らずですけれども、ご案内をしているところでございます。

○議長（江口　徹）

27番　坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

ここの工業団地に限らずと言うけど、飯塚市に工業団地が空いているところが別にありますか。

○議長（江口　徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

現在、工業団地につきましては栗尾工業団地の1区画はございますけれども、このあかね工業団地も含めまして、また、民有地の低未利用地も含めたところで対応しているところでございま

す。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

栗尾工業団地が1区画空いていると言うけど、大体もう企業誘致は決まってあるでしょう。私が聞いているのは、二十数件問合せがあるということですけど、例えば、この基本設計が半年遅れる、実施設計も遅れてくる、全部ずれ込んでくるんですよ。現在、そういった希望のある企業さんが、半年遅れることによって、物価高騰もありますし、そういった関係で、もう飯塚市のあかね工業団地には行きませんと、よそに決めますといったことを一番心配するんです。だから、できるだけこの工期を短縮して10年度開設、今の段階で、この半年遅れた段階で10年度開設ですか。その辺りをちょっと確認させてください。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

今回の履行期間延長により6か月の遅れが発生しておりますが、全体スケジュールについては、現時点では把握ができておりません。当初、令和10年度の開設を目指しておりましたので、そこを当然目指しつつ、今回の延長による遅れが少しでも解消できるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

聞いていることに対して率直に答えていただかないと、「努力をします」とかでは、こういう企業誘致というのは成り立っていないんですよ。だから、10年度開設ということで、我々議員もいろいろな企業からそういった話があれば、「あかね工業団地は10年度開設」、「ぜひお願いします」というようなことを我々も言います。そういったことを、あなた方がはっきりと確約を持って、何年度に開設できますというぐらいの自信を持って、仕事に取り組んでいただかないといかんと私は思います。だから、その辺りを明確に答弁してください。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

現時点で明確に何年度というところがはっきりお答えできませんけれども、全体スケジュールは、今後、分かった段階で市議会のほうに報告してまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

何で現段階で、何年度に開設できますということをはっきり答えられないの。何か理由がありますか。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

令和10年度の開設に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

あなたのほうに聞いても分からぬようありますので、すみません、都市建設部長。今の基

本設計、これが半年遅れますよね。そして実施設計に入ります。当初計画をしていた工事期間、それを併せてするならば、通常であるなら10年度開設は可能ですか。

○議長（江口 徹）

経済部長。

○経済部長（小西由孝）

先ほどから課長が答弁しておりますけれども、現時点で、今回、報告させていただいているように半年遅れています。当初、10年度の開設を目指して進めていました中で、現在では単純計算すると、それが半年ずれていくという形になりますけれども、課長も答弁しましたように、そこは少しでも遅れが解消できるように適宜進めてまいりたいと思います。

ただ、今日の今日、現時点で何年度に開設できますという確約は難しいかと思いますので、進捗につきましては、今後、議会に必要に応じて、スケジュールにつきましても当然ですけれども、報告してまいりたいと思います。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

逐次、そういう変更があった場合には、即座に報告をお願いします。以上で質問を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

地元の嘉穂、馬敷、大分及び浦田自治会のほうには、どういう説明になっていますか。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

現時点では、まだこの延長についての報告はしておりません。この市議会で報告をさせてもらっておりますので、今後、筑穂地域の自治会長会等に報告をしてまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

要望ですけど、中身の問題は別にあるんだけど、筑穂地域の自治会長会に報告するのはもちろんいいんですけど、自治会長に地域住民に対する報告の市の責任を、お任せというふうにはならないので、やはり自治会単位ぐらいで、市が頼んでさせていただくと。これは水害に関わることだからですね。要望しておきます。

それから、念のためですが、半年遅れるということで、1時間以上の質問がありましたけど、実施設計を行う業者にとって何か不利益がありますか。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

現時点では想定しておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

用地造成工事をいずれ発注するでしょうから、入札か何かあると思うので、それに期待を持っている業者は半年遅れたことによって何か不利益がありますか。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

市としては分かりかねます。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

1点だけ。工期延長が半年ということですが、委託業者の瑕疵ではないということを確認したいんですけども、業者の瑕疵はないということでよろしいですか。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

受注業者の瑕疵はございません。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「工事請負変更契約について」の報告を求めます。土木建設課長。

○土木建設課長（佐藤和則）

「工事請負変更契約について」、ご報告いたします。

資料1枚目、工事請負変更契約報告書をお願いいたします。令和6年9月13日の経済建設委員会におきまして契約のご報告を行い、また、本年6月議会のサイドブックスでの掲載報告にて令和7年7月31日までの工期延伸のご報告をいたしておりました中地区排水路改良工事につきまして、原契約金額1億2004万800円から11万6600円を増額しまして、変更契約金額1億2015万7400円としたものでございます。

施工場所としましては、資料2枚目の位置図にお示ししております飯塚市幸袋地内中公園付近での排水路整備であります。

続きまして、資料3枚目において、まず、工事の目的を説明いたしますと、現在、当排水路の経路としましては、左側上部の赤矢印から青矢印のほうに雨水が排水されております、今回の工事において、黒色旗上で表記しております箇所において、降雨時の上流域からの雨水を庄司川排水機場付近へ流入しております幸袋第1雨水幹線へ分水することにより、下流域への負担軽減を図るものであります。

その中、工事実施に当たり、当資料での説明となりますが平面図下の赤色旗上区間において、多くの湧水が流出したことにより円管布設時に湧水処理を行うためのポンプを1基から2基へ増設、また、幸袋中公園交差点付近における夜間施工箇所において、騒音による近隣住民との対策協議により昼間施工への変更を行ったもの、その他、現地数量の精算により増額変更を行っております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（江口 徹）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「林道『筒野第一支線』で発生した事故の判決について」の報告を求めます。庄内支所経済建設課長。

○庄内支所経済建設課長（原 昭仁）

「林道『筒野第一支線』で発生した事故の判決について」、報告をいたします。

令和5年9月15日の経済建設委員会におきまして報告いたしておりました、「林道『筒野第一支線』で発生した事故に係る訴訟について」になりますが、令和7年8月5日に福岡地方裁判所飯塚支部におきまして判決が言い渡されましたので、その概要のご報告となります。

この事件につきましては、令和2年1月21日に福岡県飯塚農林事務所発注の筒野地区権現谷の治山工事のため、クレーン車が林道筒野第一支線を走行中、道路下の農地に転落。クレーン車が損傷し、運転者が負傷しております。クレーン業者と保険契約締結のあいおいニッセイ同和損害保険会社は、本件事故によって被った損害に対し、合計1746万6996円の保険金を支払っております。令和5年7月に原告のあいおいニッセイ同和損害保険会社は、今回の事故は、林道をクレーン車が通行するには狭過ぎるために路肩の地盤が軟弱化していた部分を通行せざるを得ず、路肩が崩落したことが原因であり、林道の管理者である市に対して、損害賠償額を求めたものでございます。

この原告側の訴えに対しまして、福岡地方裁判所飯塚支部は、本件事故の原因について原告の主張するように、林道が本件クレーン車の通行には狭過ぎたために運転者が路肩の軟弱部分に車輪を乗せざるを得ず、路肩が崩落したことによるものであるとは認定できない。そうすると、原告の主張はいずれもその前提を欠き採用できないということで、原告の請求はいずれも棄却、訴訟費用は原告の負担とするとの判決が言い渡されました。その後、原告側から控訴はあっておりませんので、この判決で確定ということになります。

以上、報告を終わります。

○議長（江口 徹）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「工事請負契約について」の報告を求めます。企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

工事請負契約の締結状況につきましてご報告いたします。

今回ご報告をいたします工事は、土木一式工事2件、専門工事2件の計4件でございます。入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、条件付き一般競争入札実施要領、建設工事指名競争入札参加者指名基準及び各種運用基準に基づきましてそれぞれの工種ごとに定める要件等を決定し、入札を執行いたしました。

次に、入札の結果についてご説明いたします。資料1ページをお願いいたします。鯰田地区污水管渠布設（3工区）工事につきましては、27者による入札を執行いたしました。その結果、落札額7163万6400円、落札率85.29%で、有限会社大川産業が落札しております。なお、本件の入札につきましては、変動型最低制限価格方式により落札者を決定しております。

次に、2ページをお願いいたします。目尾鯰田污水幹線管渠布設（15工区）工事につきましては、26者による入札を執行いたしました。その結果、落札額6265万6千円、落札率85.2%で、株式会社あさひ産業が落札しております。なお、本件につきましても、変動型最低制限価格方式により落札者を決定しております。

次に、3ページをお願いいたします。鯰田共同及び岩崎浄水場集中監視装置等改良工事につきましては、2共同企業体による入札を執行し、その結果、落札額12億3162万6千円、落札率97.92%で、アイテック・桑野特定建設工事共同企業体が落札しております。

次に、4ページをお願いいたします。上三緒地区配水管布設替工事につきましては、17者による入札を執行いたしました。その結果、落札額5858万8200円、落札率90.59%で、株式会社三英工業が落札しております。なお、本件の入札につきましては、最低制限価格によります10者の同額応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引にて落札者を決定しております。

資料5ページから8ページに入札結果を、資料9ページから13ページに位置図を、それぞれお示しいたしております。

以上、簡単ではありますが、ご報告を終わります。

○議長（江口　徹）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ただいま報告がありましたけれども、鯫田共同及び岩崎浄水場集中監視装置等改良工事は12億5771万8千円ですけれども、どういう工事なんですか。

○議長（江口　徹）

上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

工事の内容につきまして、鯫田共同浄水場及び岩崎浄水場の運転を監視・制御するための集中監視装置と関連無人施設9か所を監視・制御するための設備が更新基準年数19年を超過し、老朽化しているため更新するものでございます。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

具体的にはどういうことをするんですか。

○議長（江口　徹）

上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

鯫田共同浄水場につきましては、LCD監視制御装置3台、データサーバー盤1面、各設備コントローラー盤機能増設一式、場外系伝送装置盤1面、各場外施設電送装置盤6面、岩崎浄水場につきましては、LCD監視制御装置2台、各設備コントローラー盤機能増設一式、各場外施設電送装置盤3面となっております。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これは分離発注ができなかつたんですか。

○議長（江口　徹）

上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

岩崎浄水場につきましては、夜間無人となっており、鯫田共同浄水場より岩崎浄水場の監視・制御を行う必要があり、鯫田共同浄水場と岩崎浄水場を一つのシステムとするため、一本で発注を行っております。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

9か所をつなぐというのは、システムの流れの9か所なんですか。個別的に9か所の工事ができるような話ではないわけですか。

○議長（江口　徹）

上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

一体的な一つのシステムであるため、分離発注は難しいと考えております。

○議長（江口　徹）

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

分離分割発注のことを検討はしたわけですね。

○議長 (江口 徹)

上水道課長。

○上水道課長 (大庭宗嗣)

検討した結果、各システムを分離発注することは難しいと判断しております。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

情報開示請求を別途しようと思うんだけど、資料はありますか。

○議長 (江口 徹)

上水道課長。

○上水道課長 (大庭宗嗣)

仕様書等はありますけれども、詳しく検討した結果はございません。

運転上、切り離して発注することはできないと考えており、詳しくつづった資料はございません。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

12億円の仕事で、分離分割発注を検討した結果ですという答弁だったけど、その検討した資料はないという答弁、そういうことで確認していいですか。

○議長 (江口 徹)

上水道課長。

○上水道課長 (大庭宗嗣)

分離分割発注については存じておりますけれども、今回の工事について分離分割ができないこととして考えております。

その資料についてはございません。

○議長 (江口 徹)

ほかに質疑はありませんか。23番 小幡俊之議員。

○23番 (小幡俊之)

同じくこの工事請負契約報告書の中の鯫田の件です。これは12億5771万8千円の予定価格ですけども、1億2千万円かと思ったら、12億円なんですね。入札の結果を見ますと、2JVで入札されていますが、1者は予定価格満額で応札されていますが、もう1者のJVは取る気がなかったということなんでしょうか。

○議長 (江口 徹)

企業管理課長。

○企業管理課長 (手柴弘美)

予定価格満額での入札にはなっておりませんけれども、そこは業者の判断になりますので、うちとしては分かりかねます。

○議長 (江口 徹)

23番 小幡俊之議員。

○23番 (小幡俊之)

分かりかねますよね、結果98%弱で落札されていますね。

これは報告事項ですけども、議会の承認が不要なんですか、12億円の額で。先ほども質問が

ありましたが、工事内容は、仕様書もなければ、工事箇所、工事範囲、明細も全然ないので、報告事項で済ませられるんですか、これは。我々は12億円の請負工事を発注した企業局に、そうですかと、それでいいんですか。その点、企業局としては、どうお考えでしょうか。

○議長（江口　徹）

暫時休憩いたします。

午後　3時16分　休憩

午後　3時29分　再開

○議長（江口　徹）

本会議を再開いたします。会議時間を午後5時まで延長いたします。企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

すみません。先ほど保留させていただいたおりました質問につきまして答弁させていただきます。公営企業の業務に係る契約の締結については、地方公営企業法第40条第1項の規定により、議会の議決に付す必要はないとされております。

○議長（江口　徹）

23番　小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

地方自治法の適用外ですよね、企業局は。ただし、12億円でしょう。なおかつ、JVのうちの片方は満額で入札ということになりますと、チェックする側の議員としては、談合的なものがあったのではないかとか、いろいろな疑義が生じるわけです。ですから、こういった案件を議会に報告する以上は、企業局としては、額が額だけに、建設企業が事業を行う場所とか、仕様書とか、工事内容が最低でも分かるような資料を添えて報告されないんですか。この入札結果だけの報告では納得がいかないということで質問をしております。今後、そういう情報を添えて報告する気持ちがあるかどうか、お答え願いたいと思います。

○議長（江口　徹）

企業局次長。

○企業局次長（今仁　康）

今、質問議員が言われましたようにかなり高額な事業でございます。これに関しましては、今後そういう仕様書等を開示した中で検討していきたいというふうに考えております。

○議長（江口　徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「工事請負変更契約について」の報告を求めます。上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

「工事請負変更契約について」、ご報告いたします。

資料、工事請負変更契約報告書をお願いいたします。令和6年7月31日の経済建設委員会におきまして、契約締結のご報告をさせていただきました津原導水管布設替（1工区）工事につきまして、現在契約工期令和6年7月19日から令和7年7月31日までを変更いたしまして、変更契約工期令和8年3月31日までとしたものでございます。

資料2枚目をお願いいたします。変更契約の主な概要といたしましては、久保白ダム堤体下に位置する不斷水材料設置箇所の掘削作業の結果、想定よりも地下水位が高く、軟弱地盤であったため、土留工及び薬液注入工の検討に時間を要することから工期の変更を行うものです。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（江口　徹）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この資料1ページの変更契約金額の欄は「一」になっています。これは金額的な変更はないという意味ですか。

○議長（江口　徹）

上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

今回は工期のみの変更となります。

○議長（江口　徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

令和6年度決算特別委員会に付託していました、「認定第1号」から「認定第10号」までの10件を一括議題といたします。

「令和6年度決算特別委員長の報告」を求める。5番　光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

本特別委員会に付託を受けました認定議案10件について、審査した結果を報告いたします。

それぞれの認定議案については、執行部から決算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

「認定第1号　令和6年度　飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」についての質疑応答の主なものとして、総務管理費、一般管理費、デジタル化推進事業について、具体的にどのような取組を行ったのかということについては、デジタルツールを活用し業務効率化につなげている先進地への視察や、最新のデジタルツールの情報収集を目的に展示会への参加を行った。先進地視察では地理情報システム（G I S）に関する視察を行い、その視察で得た情報を参考に、令和7年度から公開型・統合型G I Sの導入に向けて取り組んでいるという答弁であります。

次に、総務管理費、財産管理費、公用車運転管理事業について、飲酒運転防止のため、どのような取組を実施しているのかということについては、各課にアルコール検知器を配置し、公用車乗車前後に所属長などにより酒気帯びの有無の確認を行っている。検査結果は、車両予約管理アプリに登録して契約課へ報告することとしており、その記録の管理も行っているという答弁であります。

次に、今後、環境にやさしい電気自動車などの購入を検討すべきと考えるが、どのように考えているのかということについては、電気自動車の導入には、車両自体の導入費用に加え、充電設備等のインフラ整備が必要であることや、充電場所が限定されること、走行距離が限られることなどの課題があるため、導入の可能性について調査研究していくという答弁であります。

次に、総務管理費、地域振興費、コミュニティバス等運行事業費について、予約乗合タクシーの予約が取りにくいとの声を聞くが、実情はどのような状況なのかということについては、予約乗合タクシーの予約成功率は90.9%となっており、さらなる予約成功率向上のため、予約管理システムの設定変更や、運行時間の設定の調整等を隨時行いながら、最大限予約が成功するよう努めているという答弁であります。

次に、総務管理費、男女共同参画推進費、家事・育児シェア促進事業について、家事・育児シェアシート配付後の利用者アンケートの結果、「行動変容があった」と回答した率は79%であるが、これについてどのように考えているのかということについては、本シートの配付は、家庭内における固定的性別役割分担意識の解消に一定の効果をもたらしたものと考えているという答

弁であります。

次に、今後どのように固定的性別役割分担意識の解消を進めていくのかということについては、関係各課との連携をさらに強化しながら、引き続き、家事・育児シェアシートの利用促進に努める。また、積極的に行っている出前講座や各種研修等を通じて啓発に取り組んでいくという答弁であります。

次に、総務管理費、諸費、空家等対策事業費について、老朽危険家屋解体撤去補助金にはどのような課題があるのかということについては、本補助金を活用するには一定の要件を満たす必要があり、要件を満たせず解体を諦める人もいる。要件を満たさない場合、空き家情報バンクへの登録を働きかけるなど、空き家の活用を促しているが、活用が困難なケースもあり、その際は適切な管理や自主解体等についてお願いしているという答弁であります。

この答弁を受け、補助金を活用した空き家の解体は、市民の安心安全や財産を守る大変意義のある事業であるため、充実させてほしいという意見が出されました。

次に、社会福祉費、社会福祉総務費、その他の社会福祉総務費について、生活困窮者自立相談支援事業の相談実績と成果はどのようにになっているのかということについては、新規相談受付件数は、令和6年度は230件であり、そのうち支援プラン作成件数は145件となっている。就労に結びついた人の割合は66%で、支援が終結した人のうち自立に向けて何らかの改善が見られた人の割合は91%となっている。また、プラン作成後、最終的に生活保護に至った件数は9件となっている。このような支援実績から、本事業は生活に困窮した人の第2のセーフティーネットとしての機能は十分に発揮できていると認識しているという答弁であります。

次に、児童福祉費、保育所費、保育所運営事業費について、物価高騰が長引く中、保育施設においての給食の提供はどのようにになっているのかということについては、物価高騰による影響で賄材料費の支出額は増加しており、その影響分については、保護者へ負担を求めることなく、市の一般財源にて対応している。物価高騰の影響を少しでも抑えるため、管理栄養士により給食の献立を見直したり、納入業者に相談し代替食材を探すなど、給食の質の低下を防ぎながら給食の提供を行なっているという答弁であります。

次に、保健衛生費、健康づくり推進費、母子保健事業費について、産後ケア事業にはどのような課題があるのかということについては、利用者は増加傾向にあるものの、本事業をより多くの人に利用してもらうためにはさらなる周知徹底が課題であると考えている。現在は、親子健康手帳を交付する際や、市報、ホームページでの周知、乳幼児訪問の際に周知しているという答弁であります。

次に、農業費、農業振興費、鳥獣被害対策実施隊員報酬について、隊員数と平均年齢はどのようにになっているのかということについては、令和7年4月1日現在で、飯塚地区が5名、穂波地区が2名、筑穂・庄内・穎田地区がそれぞれ3名ずつの合計16名、平均年齢は72.9歳となっており高齢化が進んでいるという答弁であります。

この答弁を受け、隊員の高齢化とともに、今後も有害鳥獣は増えると予想できるため、先進自治体を参考に隊員の負担軽減策等を検討してほしいという意見が出されました。

次に、商工費、商工業振興費、地域雇用活性化推進事業について、事業の成果及び目標達成状況はどのようにになっているのかということについては、就職者数の目標80人に対し、104人の雇用を創出している。そのほか、市単独事業としては、市内の小・中・高・大学生を対象としたデザインワークショップや、大学生の活動内容を紹介するパンフレット作成、大学や大学生のイベント情報を一元化するウェブサイトの構築を実施したという答弁であります。

次に、今後の方向性や目標についてはどのように考えているのかということについては、本年10月から令和10年3月までの期間、企業誘致や産学官連携をさらに進め、事業所にはデジタル化を通じた魅力や生産性の向上をサポートし、また、求職者には最新のデジタルスキルを学びながら市内事業所との出会いにつながる機会を提供するなど、新しい働き方を見つけるために各

種事業を企画・実施していくという答弁であります。

次に、商工費、観光費、観光振興事業費について、旧伊藤伝右衛門邸の有効活用を図る事業や展開について、どのように考えているのかということについては、本市にとって重要な観光資源であり、貴重な文化財でもあるため、その両方の価値を生かした事業に取り組む必要があると考えている。昨年度来場者数が多かった夜のライトアップされた旧伊藤邸の姿など、特別感のある事業を検討しており、来館前後の飲食や宿泊などにもつながるよう考えているという答弁であります。

この答弁を受け、来館者数が落ち込んでいるのはイベントの形骸化が原因とも考えられるため、新しいイベントを開催する際は、いろいろな視点から改善できることがあるため、管理体制を見直すことも必要であるという意見が出されました。

次に、教育総務費、事務局費、スクールカウンセラー等配置事業について、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの本市での配置状況、また、相談への対応状況はどのようにになっているのかということについては、それぞれ5名ずつ配置している。スクールカウンセラーは本市任用の5名以外に県が任用しているカウンセラーを併用しており、現行の体制で対応できている。スクールソーシャルワーカーは、不登校児童生徒や家庭環境に不安を抱える保護者が増加してきており、相談件数や相談内容を把握しながら、配置数を適時検討していきたいという答弁であります。

次に、社会教育費、社会教育総務費、成人教育事業について、令和6年度の事業実施時においてどのような課題があると感じ、それを踏まえて、今後は事業をどのように実施しようと考えているのかということについては、市報、ホームページ、交流センターだよりへの掲載や交流センターでのチラシの配架などで参加者募集の周知を行ったが、本事業における市の意向と市民ニーズに乖離があったのか、参加者が少なかったことから、今後はこの成人教育事業と類似事業である青少年体験活動事業との統合を図り、保護者や地域の指導者と共に、こどもたちも一緒に体験できるアウトドアスクールのような事業に取り組みたいという答弁であります。

このほか、審査の過程において、文書決裁の電子化による効果について、伊岐須会館の管理運営について、移住支援事業助成金の増額について、生成系A I チャットボット導入への検証について、原油価格・物価高騰対策事業の評価について、ヤングケアラーの早期発見について、多子世帯認可外保育施設等利用助成金の事業展開について、ファミリーサポートセンター事業の会員数の増加及び利用促進について、ふれあい収集事業の事業拡大について、周遊バスの利用促進について、起業家育成事業の成果及び事業の継続について、飯塚観光協会補助事業における情報発信のブラッシュアップについて、健康診断未受診の児童生徒への対応についてなど、多岐にわたって指摘なり要望がなされました。

以上のような審査の後、委員の中から、新型コロナ感染症流行の社会的後遺症と物価高騰の下で苦しむ市民生活と地元業者の経営を目の前にして、過去最高水準の基金及び国からの相当額の支援金があったにもかかわらず、しっかりした財政出動を行わない財政運営は、市民が主役、暮らし第一とは到底言えず、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第2号 令和6年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」についての質疑応答の主なものとして、特定健康診査等事業費について、集団検診（健診）アウトソーシング事業を実施することにより特定健診や他の事業にどのような効果があったのかということについては、市職員が他の業務の合間に縫って未受診者への受診勧奨を行っていた時期に比べ、多くの受診勧奨を行っており、令和6年度は対象者の約9割に受診勧奨を実施し、特定健診受診率の向上や市民の健康意識の向上に寄与できた。また、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」をはじめとする他の保健事業に保健師や管理栄養士を充てることが可能となったことで、市民のより一層の健康増進に取り組むことができており、健幸都市の実現に向けて効果があ

ったと考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、国保給付費等準備基金を十分に活用せず、国民健康保険税の負担軽減を図らなかつたこと、高過ぎる福岡県の標準保険料率を市民に押しつけることは認められず、本案に反対であるという意見が出され、採決を行つた結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第3号 令和6年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」についての質疑応答の主なものとして、健幸フレイル予防事業について、フレイル予防普及啓発イベントの参加人数が増加している要因は何かということについては、例年10月と2月に開催している健康フェアでフレイル予防普及啓発を行つておる、各回約200人の参加がある。令和6年度は2月開催の内容を変更し、フレイル予防研究の第一人者である東京大学の教授にご講演いただいたことで約480人の参加があり、これが参加人数増加の要因と考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、高過ぎる介護保険料を高齢者に押しつけ続け、介護適正化の掛け声の下に、介護認定が軽いほうに認定され、自己負担の重さと重なつて、必要な人が必要なサービスを受けられなくなることは認められず、本案に反対であるという意見が出され、採決を行つた結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第4号 令和6年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査の後、委員の中から、高過ぎる保険料は高齢者の生活を脅かし続け、窓口負担割合を原則2割とする流れは許されず、75歳以上の高齢者を差別的に囲い込む医療制度を認めることができないため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行つた結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第5号 令和6年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての質疑応答の主なものとして、午前0時を超える時間帯に無観客で実施し、インターネットでのみ車券販売をしているオーバーミッドナイトオートレースの車券売上げ状況はどのようにになっているのかということについては、令和5年度の午前0時を超えない時間帯に無観客で実施しているミッドナイトオートレースの1日当たりの平均売上げと比較すると、約16%の増で、令和7年度の9月4日現在の実績では約55%の増と、飛躍的に売上げが伸びているという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、事業の運営を包括的に一括して民間委託する手法は公営ギャンブルにはなじまず、36億円もの巨額のメインスタンド新築建替工事は無謀であり、本案に反対であるという意見が出され、採決を行つた結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第6号 令和6年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」及び「認定第7号 令和6年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」、以上2件については、それぞれ審査した結果、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第8号 令和6年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての質疑応答の主なものとして、飯塚立体駐車場の指定管理契約では指定管理料は年間1725万7千円となっているが、令和6年度の指定管理委託料の決算額約1838万円との差額は何なのかということについては、令和6年7月に発行された新紙幣に対応するための駐車場システム精算機ユニットの交換費用などによるものという答弁であります。

次に、市債償還金及び市債利子について、償還期間はいつまでなのかということについては、最終支払いは令和20年度となっているという答弁であります。

この答弁を受け、駐車場事業の営業損益は赤字であり、一般会計繰入金に依存している現状から脱却するため、AIカメラを活用した駐車場管理など、効果的な経費削減方法について検討してほしいという意見が出されました。

以上のような審査の後、本案については、認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第9号 令和6年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査の後、委員の中から、鮎田工業団地の造成工事は不透明な経過があり、将来生じかねない地盤の不具合による損害賠償を求める土地売買契約により、市民に大きな不利益がかかりかねず、飯塚あかね工業団地の造成工事は不透明感がつきまとっているため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第10号 令和6年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査した結果、認定すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（江口 徹）

令和6年度決算特別委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私はただいまの決算特別委員長報告のうち、「認定第1号」、「認定第2号」、「認定第3号」、「認定第4号」、「認定第5号」及び「認定第9号」に反対の立場から討論を行います。

まず、「認定第1号 令和6年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」についてであります。地方自治法は、第6章 議会、第2節 権限、第96条第3項において「決算を認定すること」と規定しています。9月定例会に提出された決算認定議案14件はそれぞれに関連性があります。9月定例会における2024年度決算認定議案の審査は、一般会計決算、特別会計決算については決算特別委員会が設置されたとはいえ、江口 徹議長が、6月6日、飯塚市議会委員会条例の解釈を誤った指名を行ったために、4つの常任委員会が機能できない事態に陥り、総額1527億円に及ぶ一般会計・特別会計・企業会計の3会計の決算審査は、市民の信頼確保に資する上で深刻な傷を残すものとなりました。

さて、こうした中で、監査委員の意見書についてであります。地方自治法は第7章 執行機関、第3節 委員会及び委員、第5款において監査委員を規定しています。監査委員は同法第198条の3において、「その職務を遂行するに当たっては、法令に特別の定めがある場合を除くほか、監査基準に従い、常に公正不偏の態度を保持して、監査等しなければならない。」、「監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を引いた後も、同様とする。」と規定しています。監査基準については、「法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の適切かつ有効な実施を図るための基準をいう。」との規定があります。

令和2年、2020年4月1日、飯塚市監査委員訓令第1号に明らかにした監査基準には、監査等の目的、第3条「監査等の目的は、市の行財政運営について、健全性及び透明性の確保に寄与し、また、事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に資することである。」と規定があります。この点について、決算特別委員会初日に代表監査委員は私の質問に答えて、次のように発言しました。「飯塚市監査基準の第3条に明らかにしているが、監査の目的は、住民の福祉の増進と市政への信頼確保に資することと定めており、常に住民福祉の向上という目的を踏まえて監査を実施している。今後も地方自治の目的を念頭に監査等を行っていきたい。」と答弁したわけです。

市議会自身が現在、常任委員会が、また、議会運営の要となる議会運営委員会までもが機能できない事態に陥っているとはいえ、この監査の目的に沿って正しく監査が行われ、監査委員の審

査意見書に結びついているかもチェックする必要がありました。

さて、2024年度は、市民生活の上では新型コロナ感染症流行の社会的後遺症、物価高騰の荒波に対して市民生活と地元業者の経営をどう支えたかという視点が必要であります。その財政的体力はどうだったでしょうか。歳入総額は832億9872万円、歳出総額は812億6760万円の規模です。実質収支額を、新型コロナ感染症流行が年度末から始まった2019年度からの6か年の推移を見ると、9億8882万円の黒字、10億8937万円の黒字、33億7697万円の黒字、14億613万円の黒字、20億5674万円の黒字、そして、決算年度、2024年度が18億1032万円の黒字となっています。この黒字の5割が財政調整基金に積み立てられるわけであります。

それでは、基金はどうでしょうか。基金の年度末残高の推移を見ますと、財政調整機能のある財政調整基金、減債基金、2022年度新設の公共施設等整備基金を合わせた額は154億2683万円、152億8195万円、164億5645万円、182億5635万円、163億1064万円、そして、2024年度末が168億5816万円であります。

公共施設等整備基金は新型コロナ感染症流行が本格化した2020年度に設置され10億242万円、13億6223万円、そして、2024年度末が15億7911万円と、どんどん増えています。公共施設等整備基金を除いた財政調整基金と減債基金の2基金だけでも、2024年度末は152億7904万円です。この基金については対象年度を2024年度、2025年度、2026年度とした3か年市財政見通しでは、2026年度目標60億円に対し、同年度推計117億4千万円と57億円を超えるものとなっています。2024年度末は推計156億9千万円に対し、実績としては、決算152億8千万円です。おおむね推計に沿っていると言えるのではないでしょうか。

一方、市債はどうでしょうか。年度末現在高の推移は724億902万円、707億6930万円、696億5713万円、702億2016万円、670億6843万円、そして、2024年度は、市財政見通しの推計657億1千万円に対し637億8084万円、現状で推計に沿って減少傾向となっています。

この概要から見えてくるものは、無駄遣いできるお金は1円もないが、住民福祉の増進のお金はきちんと確保ができたということであります。「選択と集中」と言うなら、市民の声を反映してつくり上げてきた福祉の制度はさらに充実し、無駄遣いこそしっかりチェックすべきであります。

それでは、武井市長の財政運営はどうだったでしょうか。新型コロナ感染症流行の社会的後遺症と物価高騰の下で苦しむ市民生活と地元業者の経営を目の当たりにして、過去最大水準の基金があり、国からの相当額の支援金もあったのに、しっかりした財政出動を行わず、不要不急の箱物造りで借金を積み重ねた前片峯市政、それを継承する武井市政の財政運営は、「市民が主役、住民福祉第一」とは到底言えないものであります。

その背景には、市議会議員を含めて特定の勢力とのなれ合い、特別扱いの拡大など、賭けマージャン事件による市長選挙が行われた2017年2月以降、副市長の市議会議員、業者との旅行、新体育館移動式観覧席入札官製談合疑惑、市幹部職員28人と部落解放同盟幹部との立食パーティー、副市長のパチンコと辞職表明、副市長の市議会議員との会食、市長の市議会議員との会食など、特に深刻化した不透明な市政運営があります。その姿については、今述べているわけであります。

公正で透明な市政へ流れを切り替え、不要不急の大型事業の無駄をやめれば、物価高騰から市民生活と地元業者の経営を守り、住民の福祉を増進できる財源はできるのであります。「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつけたいまち」を目指した第2次飯塚市総合計画を住民の立場から公正に見直して、第3次総合計画を策定する時期にこれから入るわけであります。市民、住民協働の発展と市職員の正しい役割発揮が求められています。「すべて公務員は、全体

の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」この日本国憲法第15条の規定は、市長、副市長、教育長、企業管理者をはじめ、飯塚市職員において厳格に堅持されなければなりません。

住民福祉の増進を図ることを本旨とする地方自治の二元代表制において、監視機関である飯塚市議会は直ちに常任委員会並びに議会運営委員会の機能を回復し、市民に対する責任を果たさなければならぬのであります。

次に、各分野の支出について述べておきます。会計年度任用職員の賃金については、令和6年度人事院勧告、平均給与で5.9%を反映して、4月遡及し調整額を支給したことは、当然とはいえ重要な変化であります。前年度の令和5年度人事院勧告、平均給与で1.7%は不遡及とされ、対象711人、総額6180万円、1人当たり8万4千円の不利益となっていました。日本共産党は、常勤職員に準じた措置を求める国の通知を紹介し、4月遡及を求めていました。令和6年度は、対象874人、総額1億9235万3千円、1人当たり22万円が遡及支給されたのであります。

伊岐須会館運営費補助金は部落解放同盟飯塚市協議会、青少年健全育成会連絡協議会、二瀬まちづくり協議会に、4年前からNPOふれあいを加えた運営協議会に対するものであります。このふれあいを加えるに当たり、協議を進めた市役所は、その事務所の現地を今日まで確認していないであります。二瀬まちづくり協議会は既に活動拠点を二瀬交流センターに移行しています。この運営協議会というわけですけれども、現実には部落解放同盟が中心になっているのではないでどうか。

コミュニティバス等運行事業費は、利用者だけではなく未利用者の要望を丁寧に集約し、利便性確保による利用増を図り、地域住民の移動手段を確保してください。計画期間中は西鉄バスの一方的な撤退を認めるべきではありません。

交通安全施設整備事業費1750万円は、近年のピーク、平成27年度の3076万円からほぼ毎年度減額となり、カーブミラーや歩道沿いの柵などの必要な設置が困難になっています。国に増額を求めるとともに、当面、市の独自事業で補う必要があります。

人権啓発センターについては、地域住民が利用しやすいように、市の基本方針に基づいて維持管理を続けるべきです。部落解放同盟の言いなりに12億円を超える事業費を投入して、川津に新しい人権啓発センターを建てる計画はやめるべきであります。

部落差別解消推進団体補助金については、特に部落解放同盟への補助金予算2043万3千円に対して決算1523万9475円、差引額519万3525円のうち約161万円は、部落解放同盟書記長が11月から5か月間休業したことから、冬の期末手当2か月を含めて人件費の支給を止めた影響があります。補助金については、幹部に社会的に批判される言動があったときは返還を要求すると、市は答弁したことがあります。2024年2月と3月の書記長給料は、書記長が復帰したからとの判断ですが、団体規約によらないものです。部落解放同盟の補助金は新市発足から19年間におおむね5億1277万円に上ります。その大半は、特定の幹部の人件費や活動費に消えているのが実態です。速やかに終結するべきであります。

なお、この団体との交渉では、終結した特定地域開発就労事業の目的に關わって、部落解放同盟の誤った認識に基づいて、被差別部落が対象だなどとする誤った文言を都市建設部長の回答が迎合するかのように繰り返すなど、人権を大切にする立場から、社会的に認められないやり取りを文書でしているのであります。厳しく指摘しておきたいと思います。

原油価格・物価高騰対策事業については、国の交付金が不十分な中で、一定の成果があったとはいえ、水道料金の軽減や学校給食費無償化には充てず、武井市長の市長選の目玉公約だった生活応援クーポン券再発行は、1人当たり5千円に終わり、市民の期待を大きく裏切ったのであります。

敬老祝品事業費は、77歳、88歳、99歳、100歳以上の高齢の皆さんに、カタログから品物を選んでもらう方式に変更して3年目ですが、現金支給に戻して充実してほしいとの要望が

広くあります。なお、決算特別委員会では、廃止ないし縮小の提案に、担当課長が検討するという答弁をしましたが、この高齢者福祉事業の成果と意義を全く無視するものであります。

放課後デイサービス給付については、その増加状況を見ると、多様なサービスの今後の展開が必要であることを示しています。福岡県への事業許可申請に必要な市長の意見書を、飯塚市は事業者に当分出さないと決めていることは適当ではなく、福岡県が適切な判断をできるよう速やかに改めるべきであります。飯塚市障がい者施策推進協議会には再検討を求めるべきです。

児童クラブ運営委託料については、現在、NPO特定非営利法人飯塚市青少年健全育成会連絡協議会への委託となっていますが、体罰の発生なども見られ、緊張感を持った取組が求められます。事業委託を受けた民間企業で子どもの死亡事故が続いている。この際、飯塚市役所に担当係を設置し、直営事業で行うことを検討するよう提案します。

ふくおか県央環境広域施設組合負担金は、施設組合の請求額の根拠を正確にチェックするべきです。負担比率について、単に人口割だけでなく、処理量割にすることも検討すべきであります。

農業物価高騰対策支援金はJAふくおか嘉穂、貨物運送事業物価高騰対策支援金は福岡県トラック協会嘉飯山分会の要望があり、日本共産党も市議会の一般質問で取り上げる中、武井市長が市長選挙の公約として掲げて当選し、ようやく実現したものです。その成果を十分に検討の上、さらに充実が求められます。

農村環境整備事業費は、筑穂の中畑ため池しゅんせつ工事によるもので認めるものですが、その建設発生土の処分地は、令和2年10月30日、片峯当市長名で、計画高までの是正、是正ができるまで土砂搬入中止を申入れた筑穂元吉の用地造成工事現場として許可されました。現場では、隣接の土砂搬入中止命令区域に押し込まれており、地域住民の不安を飯塚市が広げる事態となっています。この際、発言しておきたいことがあります。現在、須恵町外二ヶ町清掃施設組合が篠栗町において工事を進めている新ごみ処理施設、24時間、169トン処理の工事現場には、建設発生土1万1500立方メートルを、この区域、野見山産業株式会社の搬入中止命令区域に搬入する計画が堂々と公示されていることを、昨日確認できたことを紹介しておきます。

農機具保管庫及び農業共同作業所等の維持管理については、利用実績の記録がない、利用に関わる契約がない、市が鍵を管理していないなど重大な状況がありましたが、この2年間で改善が進んだとはいえ、部落解放同盟幹部の利用が既得権化して、農業者が広く必要に応じて利用できるかについて、引き続き改善が求められます。

サンビレッジ茜事業については、地元振興のために継続が求められており、現状打開のための福岡県への移譲の相談は引き続き行うよう提案します。

住宅改修補助金事業はもともと地元中小建設業支援と住民福祉を目的にした住宅リフォーム助成制度だったものであります。経済効果は少なくとも10倍を超えており、制度の変更がありましたが、その事業の趣旨は変わっておらず、充実が求められます。この事業を廃止する意見には反対です。

筑前茜染協議会の補助金には、福岡県の宿泊税交付金を財源にして作成した、本市が所有する日の丸の大型7枚分の額装費用106万円が含まれています。前年度からの計画のことですが、実際の仕事をしない団体にその費用を補助金に含めて渡すことは認められません。事業を調査して、教訓を明らかにすべきであります。

人権問題市民意識等調査委託料の支出がありますが、部落解放同盟が繰り返し要求している生活実態調査は、法務省人権擁護局の令和2年6月の報告書、部落差別の実態に関する調査結果報告書にも指摘があり、本市では2024年度は実施していませんが、部落解放同盟が夏の団体交渉で繰り返し要求してきていることは重大であります。

就学援助については、経済的に就学が実際に困難な状況にある世帯を支援するものです。本市は所得が生活保護基準の1.5倍の水準をめどにしていることですが、これは機械的な線引きではなく、あくまでも実情を考慮し、困難な状態にあれば利用できることを周知すべきであります。

ます。

次は、「認定第2号 令和6年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」についてであります。

物価高騰の下で、市民生活と地元業者に重くのしかかった国民健康保険税であります。2018年度末に7億6474万6千円だった国保給付費等準備基金は、2022年度末は9億3606万9千円となっていました。2024年度末で7億9867万円となったことを見ても、この準備基金を十分に活用すれば、国民健康保険税の負担軽減を図ることができたはずであります。福岡県の標準保険料率の押しつけは認められません。高過ぎる国民健康保険税の引下げこそ進めるべきです。

マイナ保険証をめぐる混乱については、紙の保険証は有効期限が切れた場合でも、安心して病院にかかるように、使えるように対応しなければなりません。年金など差押禁止財産しか入らない預金を全額差し押さえるやり方は許されません。

次は、「認定第3号 令和6年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」についてであります。2024年度は、第9期計画、3か年計画の初年度でした。介護保険料については、今回引下げによる負担軽減はなお不足して、現在もなお県内自治体で一番高い水準です。高過ぎる介護保険料を高齢者に押しつけ続けて、介護給付費等準備基金は、第8期初年度の2021年度末4億1763万6千円、2022年度末7億3912万8千円、2023年度末10億234万5千円、そして、第9期初年度の2024年度、さらに6122万5千円を積み増して10億6357万円と、過去最大規模に膨れ上がったのであります。武井市長の生活応援クーポン券5千円はこの介護保険料の支払いには役に立たない、これは高齢者の生の声であります。

また、介護適正化の掛け声の下で、介護認定が軽いほうに認定され、自己負担の重さと重なって、必要な人が必要なサービスを受けられなくすることは認められません。施設において発生した虐待等事案については、市の対応が迅速で適切であったかについて検証が必要であります。ここでも年金など差押禁止財産しか入らない預金を全額差し押さえるやり方は認められないであります。

次は、「認定第4号 令和6年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」についてであります。高過ぎる保険料は、高齢者の生活を脅かし続けています。窓口負担は1割から2割、現役並み所得の割合は3割などとしました。2割負担の軽減のための暫定的猶予期間が、今日、9月30日で終了し、明日から該当する方は窓口負担が2倍になることになります。そもそも、この医療制度は75歳以上の高齢者を差別的にくくり込む制度であり、制度そのものを私は認めることができません。ここにおいても、年金など差押禁止財産しか入らない預金を全額差し押さえる、こういったことは絶対に許されません。

次は、「認定第5号 令和6年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」についてであります。飯塚オートレース事業の運営を包括的に一括委託する手法は公営ギャンブルにはなじみません。包括的民間業務費は10億3601万円に上ります。36億円もの巨額のメインスタンド新築建て替えは無謀であります。

最後に、「認定第9号 令和6年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」についてであります。三菱マテリアル炭鉱跡地の鯰田工業団地造成は不透明な経過をたどり、市民に多大な負担を押しつけて強引に進められました。将来生じかねない地盤の不具合による損害賠償を、鉱業法の定める最終鉱業権者である三菱マテリアルには求めないとした飯塚市との土地売買契約があるわけですけれども、これは市民に大きな不利益がかかりかねません。

飯塚あかね工業団地造成工事は、現在、不透明感がつきまとっています。

以上で私の討論を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第1号 令和6年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

「認定第2号 令和6年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

「認定第3号 令和6年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

「認定第4号 令和6年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

「認定第5号 令和6年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

「認定第6号 令和6年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」、「認定第7号 令和6年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」及び「認定第8号 令和6年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」、以上3件の委員長報告は、いずれも認定であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案3件は、いずれも認定されました。

「認定第9号 令和6年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

「認定第10号 令和6年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、認定されました。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午後 4時29分 休憩

午後 4時40分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。会議時間を午後6時まで延長いたします。

「議案第104号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求ること」から「議案第107号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求ること」までの4件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。武井市長。

○市長（武井政一）

ただいま上程されました「議案第104号」から「議案第107号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求ること」についてご説明いたします。

令和7年12月31日付をもって任期満了となります人権擁護委員につきまして、提案するものであります。「議案第104号」から「議案第107号」は、稗田佳子氏、平嶋穂積氏、樋原理香氏、山下 真氏を、引き続き、同委員の候補者として推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案4件は、会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案4件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第104号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求ること」について、同意することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第105号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求ること」について、同意することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第106号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求ること」について、同意することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第107号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求ること」について、同意することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第108号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求ること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。武井市長。

○市長（武井政一）

次に、「議案第108号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求ること」についてご説明いたします。

令和7年12月31日付をもって任期満了となります人権擁護委員につきまして、石川華子氏を、引き続き、同委員の候補者として推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定

により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第108号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めるごと」について、同意することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議員提出議案第13号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

令和7年6月6日、江口 徹議長が閉会中に、全国市議会議長会の指摘があつたにもかかわらず、議員間の調整を行わないまま飯塚市議会委員会条例第8条第1項のただし書きにより議会運営委員会委員及び全議員を対象に常任委員会委員に指名した。その結果、正副委員長の互選が行われず、委員会が開催できず、議会運営に支障が生じた。さらに各種審議会委員も選出できなかつた。江口 徹議長によるこの指名は、地方自治法の立法趣旨に反するものであり、議長権限の濫用であり、誤りである。この誤りが二度と生じないよう、本案を提出するものである。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長 (江口 徹)

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。10番 田中武春議員。

○10番 (田中武春)

私のほうからは、「議員提出議案第13号 飯塚市議会委員会条例の一部を改正する条例」について、賛成の立場で討論に参加をしたいというふうに思います。

るる説明がありました、令和7年6月に、江口議長が閉会中に、飯塚市議会委員会条例第8条第1項のただし書により、議会運営委員会及び全議員を対象に4つの常任委員会委員を独自に指名したことから、現在も正副委員長の互選が進んでいない状況が続いております。議会運営に大変な支障を来しておりますことから、各種審議会の委員も選出できない環境が続いています。こうしたことは、先ほどあるましたが、議長権限の濫用でありまして、誤りというふうに理解をしています。このような誤りを二度と生じさせないためにも、議会中における繰上補充または補欠選挙により議員となった者の委員の選任を明記することは重要と考えます。

よって、この条例の一部改正する条例案について、賛成をしたいと思います。以上です。

○議長 (江口 徹)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第13号 飯塚市議会委員会条例の一部を改正する条例」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

全会一致。よって、本案は、原案可決されました。

「議員提出議案第14号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。9番 佐藤清和議員。

○9番（佐藤清和）

「議員提出議案第14号」について、提案理由の説明をいたします。

本案は、意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「こどもたちのゆたかな学びの保障と学校の働き方改革の確実な推進を求める意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣及び文部科学大臣宛てに、提出したいと考えております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

提案者にちょっと質疑させてください。提案の中に、「きめ細やかな教育を実現する観点から、さらなる少人数学級の実現をめざす」と書いてあります。当学校教育の中において、義務教育とは思いますが、小学校、中学校の各クラスの人数というのは把握されておりますでしょうか。

○議長（江口 徹）

9番 佐藤清和議員。

○9番（佐藤清和）

多分、私の記憶の中では35人学級と思っております。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

小学校35人、中学校が40人という規定になっているかと思うんですけど、さらなる少人数学級の実現ということは、何人を想定されていますでしょうか。

○議長（江口 徹）

9番 佐藤清和議員。

○9番（佐藤清和）

私個人の意見ではなく、私は紹介議員になっておりますので、私は35人以下になるように求めさせていただきたいと思っております。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

了解しました。最後に、2番目として、「特に、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること」と書いてありますけど、何%程度引き上げることを要望されているのでしょうか。

○議長（江口 徹）

9番 佐藤清和議員。

○9番（佐藤清和）

現在より多く引き出していただきたいと思っております。

○議長（江口徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第14号 こどもたちのゆたかな学びの保障と学校の働き方改革の確実な推進を求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議員提出議案第15号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。10番 田中武春議員。

○10番（田中武春）

「議員提出議案第15号」について、提案理由の説明をいたします。

本案は、意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「介護・障害福祉サービス等報酬の引き上げ等を求める意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣及び厚生労働大臣宛てに、提出したいと考えております。

以上、提案理由の説明を終わります。

○議長（江口徹）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第15号 介護・障害福祉サービス等報酬の引き上げ等を求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議員提出議案第16号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

「議員提出議案第16号」について、提案理由の説明をいたします。

本案は、意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べます。

「イスラエル軍侵攻によるガザ地区の人道危機打開に関する意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣及び外務大臣宛てに、提出したいと考えております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（江口徹）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第16号 イスラエル軍侵攻によるガザ地区の人道危機打開に関する意見書の提出」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議員提出議案第17号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

「議員提出議案第17号」について、提案理由の説明をいたします。

本案は、意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べます。

「最高裁判決に従い生活保護制度の充実に関する意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣及び厚生労働大臣宛てに、提出したいと考えております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（江口徹）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第17号 最高裁判決に従い生活保護制度の充実に関する意見書の提出」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「報告第12号 専決処分の報告（車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。都市計画課長。

○都市計画課長（城戸健児）

「報告第12号」の専決処分についてご報告いたします。

この件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告を行うものでございます。

議案書の80ページをお願いいたします。本件事故は、令和6年11月16日、土曜日、午後10時頃、飯塚市天道地内に位置する大将陣公園の管理用通路に埋設されているマンホールを相手方車両が通過する際に、車両のオイルパンを破損させたものであり、本件事故の損害額は5万2千円となっております。過失割合は市側が50%、相手方が50%であり、損害賠償額は、市

側が2万6千円、相手方が2万6千円となっております。

参考としまして82ページに事故現場の見取図を掲載しております。

公園施設の点検補修につきましては、日頃より職員による公園施設の点検やパトロールを行い、危険な箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、今後はさらに気をつけて管理を行ってまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（江口　徹）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第13号 令和6年度 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告」を求めます。財政課長。

○財政課長（松本一男）

「報告第13号」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の83ページをお願いいたします。「報告第13号 令和6年度 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告」につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき報告するものでございます。

健全化判断比率の表に記載しております実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、普通会計及び市の会計全体としては赤字ではありませんので、数値の記載はございません。

実質公債費比率につきましては、普通会計における地方債の元利償還金及び公債費に準ずる債務負担行為などの準元利償還金に充てる一般財源の程度を示す指標で、令和6年度は7.2%となっており、昨年度に比べ0.1ポイント上昇しております。

将来負担比率につきましては、普通会計の地方債残高のほか、公営事業や一部事務組合等への負担も含めた、将来、本市が負担すべき実質的な負債の程度を示す指標で、令和6年度は充当可能財源等が将来負担額を上回ったため算定なしとなりましたので、数値の記載はございません。

下の表、公営企業の資金不足比率につきましては、公営企業会計ごとの事業規模に対する資金不足額の程度を示すもので、令和6年度は全ての公営企業会計において資金不足額はありませんでしたので、数値の記載はございません。

以上で「報告第13号」の説明を終わります。

○議長（江口　徹）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

お諮りいたします。この際、「日程第7 議会選出各種委員等の選出」を、本日の議事日程から削除いたしたいと思います。「日程第7」を削除することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、この際、「日程第7 議会選出各種委員等の選出」を、本日の議事日程から削除することは、可決されました。

（「動議」と呼ぶ者あり）

11番 川上直喜議員にお尋ねいたします。発言の内容は何になりますでしょうか。11番川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

「『5月臨時会から6月定例会にかけた議会運営の反省に関する決議』に対する議長の受け止め及び今後の対応について」、緊急質問を求め、日程に追加し、直ちに議題とすることを望みます。

また、本件については、議長に対して、詳細な内容についての質問が及ぶことが想定されますので、副議長に議事進行をお願いしたいと考えております。

○議長（江口 徹）

ただいま提出されました動議の賛成者は、ご起立願います。

（起立）

所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

取扱いを協議するため、暫時休憩いたします。

午後 5時05分 休憩

午後 5時19分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。

11番 川上直喜議員から、「『5月臨時会から6月定例会にかけた議会運営の反省に関する決議』に対する議長の受け止め及び今後の対応について」の緊急質問のため、発言を許されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。「『5月臨時会から6月定例会にかけた議会運営の反省に関する決議』に対する議長の受け止め及び今後の対応について」の緊急質問に同意の上、日程に追加し、直ちに発言を許すことに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、「『5月臨時会から6月定例会にかけた議会運営の反省に関する決議』に対する議長の受け止め及び今後の対応について」の緊急質問を日程に追加し、直ちに発言を許すことは、可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 5時20分 休憩

午後 5時21分 再開

○副議長（兼本芳雄）

本会議を再開いたします。会議時間を午後8時まで延長いたします。

「緊急質問」を行います。

お諮りいたします。本動議と同一の内容を有するほかの議員の質問については、その都度、お諮りすることなく発言を許可することといたしたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、そのように発言を許可することと決定いたしました。

まず、11番 川上直喜議員の発言を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

9月定例会最終日を迎えたわけです。9月5日の初日に私は、緊急質問をさせていただきました、その中で今日の事態打開のために2つの提案をさせていただきました。

一つは、江口議長が6月6日の指名をするに当たって、条例の関係部分、ただし書がなければ、それはできなかつたと言わされたものに対して、立法趣旨に基づいて限制的な文言修正をしてはどうかということについても提案したわけです。

2つ目の提案として、同時にこの間の事態を招いた、この6月6日の指名について、謝罪をし、

その上でゼロベースから、6月5日の段階に戻って、あるいは5日以前に戻って、ゼロベースから調整を図る努力をするべきではないかというようなことを言ったんです。

それに対して江口議長は、先ほど言ったことを繰り返して申し訳ないんですけども、「ただし書がなければ選任はできません」、立法趣旨に基づいた限定的な修正をすることについては、「正文での文面を見ない限りはお返事ができない」というふうに言われたんです。

そして、議会運営委員会、常任委員会については、このように言われています。「現状において正常な状況ではない以上、改めてゼロベースで調整をさせていただきたいと思いますので、改めて、ご希望を聞かせていただきたいと思っております。それが、議会運営委員会が先になるのか、常任委員会と同時になるのか、それについては、また皆様方からのご希望が出てくるのかどうかも関連するかと思いますが、ぜひこの9月議会の中で、正常化できるよう、調整をさせていただきたいと思いますので、ぜひご希望を聞かせていただきたいと思います。」ということでした。覚えておられますか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

もちろん覚えております。そのように発言させていただきました。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それでは第1の提案についてなんですかけれども、委員会条例の改正については、各会派、議員の皆さんとも議論して、意見交換をして、先ほどの改正案の提出になっていましたか？ それとも、当然ながら、私としては議長にイニシアチブを取っていただければそれが一番いいということで、相談に行きました。それについては、「所定の賛同者を募って提出をされたらどうですか」と言われたんです。江口議長がイニシアチブを取ろうとはされなかったわけです。それも間違いないですか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹。

○1番（江口 徹）

間違ひございません。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

先ほど可決されたわけですか？ でも、この条例改正の意義について、提案理由説明は私が申し上げましたけれども、江口議長としては、この改正の意義についてどういうふうにお考えか、聞かせていただけますか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

委員会条例があの形で提案され、全会一致で可決をされました。その点については、一つの判断として尊重されるべきだと考えております。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

委員会条例の改正をしたのは、議会のおそれと危惧の反映なんですよね。つまり、江口議長が場合によって同じようなことをまたされないかという心配、また、別の方が議長になったときに

同様のことが行われないか。

私としては、全国で委員会の改選とかがあるときに、飯塚市と同じような条例を持っている議会があったとして、事態が膠着したときに、「飯塚方式」でやろうというようなことで、飯塚市議会のこの失敗を全国に広げてしまうことにもなりかねないのではないかという心配だと。そういう意味合いにおいて、6月6日の事件の再発を防止するという趣旨のことなんです。

そのところの受け止めを先ほどの程度かと思うわけですが、もう一度お尋ねします。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

先ほどの程度というふうな形——、今言われましたけれど、議会の意思としてこの形が全会一致で改正をされた、その点についてはやはり尊重すべきものだと考えております。併せて言いますならば、私どもの会派についても賛成をしておりますし、そういった方——、含めて尊重されるべきであると考えています。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今のお話しぶりだと、江口議長は採決に加わりませんけど、この改正については、尊重する、大事にすると言うんじゃなくて、こういう聞き方が適切か分かりませんけど、江口議長が採決に加わっていたとすれば、賛成するということでしょうか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

そこの仮定の質問については答えるのはいかがかと思いますが、先ほど申しましたように、尊重されるべきものであると考えております。再発防止のために役立つものであり、尊重されるべきものであると考えています。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私は提案理由説明の中で、6月6日の江口議長による指名が立法趣旨に反し誤りであると申し上げました。そのところを聞いて、どういうふうに議長としては受け止められたかと思うんですけど。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

私としては現行法の範囲内であったと考えておきましたが、皆様方から、先日来、厳しいお言葉も頂いておりますし、そして、今回条例改正についても全会一致で可決となりました。そういう意味で尊重すべきものであると考えています。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

条例改正そのものはあの内容ですから、あえて反対しようと考えなければ、賛成者が広がるのは当然だと思うんだけど。趣旨のところで、私が述べたことについていえば、立法趣旨に反する誤りであるというふうに言ったわけです。それで、そのところが実は肝腎なところで、議長がそのところを深く受け止めるかどうかというのがやはり今の段階では重要だろうと思うんですよ。だから、あくまでも立法趣旨については、根拠がない、あるいは、市議会の委員会条例のた

だし書については曖昧さがあるというようなことを言われて、その行為が、全員指名の行為が、立法趣旨に反するということを認めないと立場を続けられますか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

認めないではございませんが、先ほどもお答えいたしましたように、法の範囲内であったと思います。ただ、先ほども言いましたけれど、このことによって、現状においてこのように混乱が生じている。そのことについては非常に重く受け止めなくてはならないということを含めて、今回の条例改正については尊重すべきものであるというふうに考えております。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

議長の表現がこうだったと思うんですよね。「このただし書を真っすぐ読み込めば、法の範囲内」ということだったと思うんですよ。しかし、全国市議会議長会も、それから私たちも、私たちというか、私も、立法趣旨に反するでしょうということは申し上げているわけですね。それをどう受け止めてもらっているかなというところなんです。どうでしょうか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

先ほどもお答えしましたが、法制度という意味では、私は現行法の範囲内だとは思っております。ただですよ、ただ、現実においてこのような状況にあること、そして今回の条例改正が全会一致で可決されたことについては、当然ながら、しっかりと尊重されるべきものであると考えております。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

「5月臨時会から6月定例会にかけた議会運営の反省に関する決議」、お手元にあるか分かりませんけど、決議にはこう書いています。「市議会委員会条例の規定の立法趣旨を無視したものであることが、6月定例会初日の6月12日に行われた議長に対する緊急質問の中で明らかとなつた」、お互いにまだ6月12日の出来事を覚えていると思うんですけど。この立法趣旨を無視した、さらに、議長が誤ったというところなんですね。判断の誤り。書いてあれば何でもやっていいというわけではありませんよということです。あるいは書いていなければ、判断は誤らなかつたのではないかと。

9月5日の日も、自分が大丈夫でしょうと思ってやつた行為によって、議会がこのように混乱したことについてはおわびしたいと、二度三度言わされました。しかし、6月6日のその行為、自身についての誤りについては、謝罪もないわけですね。市民の皆さんには新聞記者の取材に答えておわびすると言つたからおわびですみたいなふうに言つたのにはちょっと驚きましたけど。

いずれにしても6月6日の全員指名について、誤りであったということは、まだ言えませんか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

先ほどお答えしておりますが、法制度としては、その範囲内だったとは思っています。ただし、現状このような状況にあることについては、6月の取材のときにも、市民に対して申し訳ない、おわび申し上げたいとお話しさせていただきましたが、9月定例会の初日においても同じように、申し訳ないという話をさせていただきました。改めてその点については、市民に対し、お

わびしたいと思っております。申し訳なく、おわびいたします。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

議会が混乱したことをおわびしているわけでしょう。法にそこまでしては駄目だと書いていないので、自分が独自の判断をしてやったことについては、その行為についての、その行為というのは、議長権限の行使なんですよ。何か別のことじゃなくて、議長権限の行使をしたことが誤りであったと。ここを認めるかどうかが大事で、議長がきちんと秩序を維持できなかったとか、協力を組織する力量がなかったからおわびするじゃないわけですよ。その権限の行使が誤りであったことを認める、そして、そのことについて謝罪するというところが大事で、一議員の行為ではこういうことができないわけですよ。議長権限によってやった行為なんですよ。そこを誤りだったと認めることができるかどうかというのは大事なところと思う。そこを重ねてお尋ねします。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

先ほどの答弁と同じになりますが、法の範囲内であったとは思っておりますが、現実にこのような状況にあることについては、市民に対して申し訳なく、おわびしたいと思っております。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

大事なところなのでもう少し聞きますけど、ちょっと違う角度からになりますけど、もし、江口議長が、全国市議会議長会から立法趣旨に反しますよと指摘を受けても、6月6日に全員指名をやって、ここにおられる議員が皆、「よくやってくれたな」と「従おう」というふうになった場合は、議会が混乱すると言いませんよね。すると、6月6日の江口議長の議長権限の行使は正しかったということになるんでしょうか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

仮定の質問については、その点については、お答えは差し控えさせてください。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今のは仮定の問題ではなくて、真理に接近するための、別の視点からの問い合わせなんです。真理というのは、くどいけれども、6月6日の議長権限の行使。江口議長は先ほどから、この間ずっとですけれども、それもようやく認めたんだけど、このように常任委員会、議会運営委員会が機能を確立できずに混乱したことについておわびを続けていますよ。今もそのことについては、おわびし、謝罪すると言ったかな、市民の皆さんに対しても。だけど、6月6日の議長権限行使で議会が仮に混乱しなければ、それは正しかったということになってしまふわけです。非常に危険だと思うんです。俗っぽく言えば、結果オーライ。もし、江口議長の行為を容認する人たちがこの議会で多数だった場合、どうだと思いますか。6月6日の行為は、立法趣旨に反しようと、その指摘が全国市議会議長会からあろうと、少数の議員からその指摘があろうと、江口議長のやり方を支持する勢力がこの議会で多数だったら、そういう歴史が正当であったということになってしまいませんか、その発想だと。そのことを指摘しているんです。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口　徹）

先ほどと同じになりますが、その点についてはお答えを差し控えさせていただきたいと思います。

○副議長（兼本芳雄）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

江口議長、そこは苦しいところだと思います。でも我々は大人だから、ましてや、市民の負託を受けた議員であり、その中で選ばれた議長でしょう。そうであれば、そうであるからこそ、自分の過ち、議長権限の行使を誤ってしてしまったという事実に向き合うということができなければ、それは議長が引き続き権限行使するということが許されるかどうかということになってくると思うんです。

それで、提案のもう一つのほう、謝罪をして、ゼロベースからの調整、6月6日以前に戻るということなんだけども、この謝罪はできなかつただろうというふうに思うんだけど、調整はどのように行ったんですか。各会派、無所属の1人会派の皆さんもおられますので、そういった皆さんに、具体的に、会派ごと、議員ごとに、尋ねて行ったりしたかもしれませんけど、どういうふうに調整を図ったのか、事実をちょっと聞かせてください。

○副議長（兼本芳雄）

1番　江口　徹議員。

○1番（江口　徹）

初日の緊急質問の中で、改めてゼロベースでさせていただきたいというお話をさせていただきました。そのうち、各会派、無所属議員含め全てのところに対してご訪問をさせていただき、ぜひご協力をお願いしたいというふうな形で、そして、併せて、このような混乱にあることについては私どもの責任でございます。ですので、ゼロベースでさせていただきたいので、ぜひご協力をお願いしたいというふうな形でお話をさせていただきました。

その中で、それぞれの人選について提出をいただいた会派、そして、このような形でというふうな形で申出をいただいた無所属議員もおられましたが、残念ながら、提出いただけなかつた会派もございまして、それで、きちんと調整できるところまで至らなかつたという状況でございます。

○副議長（兼本芳雄）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

議長が、そういうことで変更届ではなく、ご希望を聞きたいということで、希望を出してくださいと言っていますよね。それで、出すわけにいかないという会派、ないし議員の皆さんには、その理由がどういう理由だったか、江口議長がどういうふうに受け止めたかもあるかもしれませんけど、ちょっと聞かせてもらえますか。

○副議長（兼本芳雄）

1番　江口　徹議員。

○1番（江口　徹）

私ども正副議長の下では出せないと言われた方々もおられますし、提出できない、ご協力できないというお話も頂きました。

○副議長（兼本芳雄）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この間の議会の発言、答弁との関係でいえば、ようかんを切った、大根を切るようなわけにはいきませんけど、今、江口議長が言わされた、今の正副議長の下では調整に応じられないという意

味は、5月臨時会で不信任案を出した議長相手ではというニュアンスがあったんでしょう、一つは。どうですか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

そのように受け止めております。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

実は、それに、より決定的な問題として、今、私がずっと言っている、不信任の議長が、不信任だと思っている議長が、あろうことか、先ほど言ったような、6月6日の全員指名を立法趣旨に反して行うと、しかも皆さんもう知っているわけでしょう、全国市議会議長会の度重なる助言を無視して、最終的には議会事務局長、次長も、その立場で「ちょっと待ってください」というやり取りを何時間にもわたってやったわけでしょう。それに対して、最終的に「業務命令」とかいうふうに言って、通知をLINE WORKSでさせたわけでしょう。

この考え方、やり方について、不信任を決議された議長がやったと。これは普通のことではないだろうと思うんです。私は5月議会のときには、密約とか指摘して、私的な争いを公的な場に持ち込むなみたいな形で、かなり言いましたけど。議会の不信任決議に賛成した勢力、議員の方々は、そういう議長が6月6日のようなことをしてしまったということは、逆に言えば、不信任決議の裏づけを後でやったというように思われて、不信の思いは深まったと当然思うんです。

ですから、各会派、一様に捉えないで、各会派、あるいは各議員の思いを一つ一つ丁寧に聞いて、会派の代表を飛び越して各議員というのは難しいかもしれませんけど、各会派にやはり、それほどの問題だということをきちんと踏まえて行く必要があると思うけど、何回行ったんですか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

会派の代表者にお願いしたときもございますし、その後、改めて会派の皆様方がおられた所にお伺いしたときもございます。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

だから、何回行ったんですか。例えば、○○会派には何回、いつ行って、こう言われた、こういうお答えをした、そういうところを一つ一つ出していかないと、先ほど言ったような問題指摘があっているわけですから。やはり、ご希望を出してくださいと言われても、簡単ではないですよね、当然。出したところもあるんでしょうけど。そのところを出したらどうかと、今思うわけですよ。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

それについてはそこそこの会派さん、議員さんとのお話でございますので、それについては差し控えさせていただきたいと思いますが、言葉の中では、非常に厳しいお言葉も頂いております。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それは先ほど私が言いました。厳しい言葉が出るでしょう。5月議会のそういうのがある上に、

6月6日のそれですからね。

議長というのはそこからが仕事じゃないかと私は思うわけです。1回行った、2回行った、これほどのことでは——。全国の同じような条例を持つ地方議会で起こったことはないんですよ。そういう誤った議長権限の行使の仕方をしているわけですから、それについて、謝罪をし、そして、どこが、どのように、議長として誤っていたのかをきちんと話し、今後どうしたらいいですかということも、一つ一つ話し合っていかないと、事態は打開できないんじゃないですか。議長はそういう調整能力があるはずなんですよ。議長職にある人はですよ、本来。

江口議長が1回か2回か行って、代表者と会いました。あるいは、皆さんにおられる所に行きました。無理だなと諦めて帰って来ている姿ですか、今。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

川上議員の受け止めはそうかもしれません、真摯にお願いをさせていただいたと思っております。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それは2回ぐらいでしょう、多いところでも。今のお話だと。代表者と話しました。

毎日行つたらいいじゃないですか。「9月議会の中で正常化できるよう調整をさせていただきたい」というふうに言ったんですよ。今日、9月30日なんですよ。今日の日が来るということが、もう9月5日の段階で分かっていたじゃないですか。議会の中で約束していることなんですよ、これ。約束の日が今日なんです。だから、議長は9月の自分の調整の仕方、能力の発揮の仕方について振り返るところもあると思うので、今、反省することはないですか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

現状において、皆様方の協力が得られず、本日においても正副委員長が互選できず、委員会が立ち上がっていないうことに関しては、市民の皆様に対して大変申し訳なく思っております。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

やはり、今とんでもない事態なんですよね。簡単に6月5日以前に戻ろうというふうにはなかなかならないですよ。これは、普通の力で調整力を発揮しようとかいう水準では難しいということは、5日の日にも申し上げたんではないかと思いますけど、謝罪が一番ですよね、先ほど言ったような意味合いの謝罪ですよね、議長権限の行使を誤ったというところ。混乱したから謝っているんじゃないんですよ。混乱したのは、議長のせいだけではなくて、議員の皆さんのがいでしょうと、大体、5月臨時会で暴れたのは誰ですかみたいなことを思っているとすればですよ。だから、議会の混乱はどっちもどっちみたいに思う、あるいは言われる方も中にはいるけど、今の事態というのは、繰り返しになりますけど、議長権限の誤った行使が原因だということをはっきりしなければ、あなたも悪かったじゃないですかみたいなことではないと思うんです。十分に議長として9月中の調整につき、そういういい意味での議長の権限行使が十分ではなかったということを大体分かりましたけど、今後の見通しとしては、どうなんですか、江口 徹議長として。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

残念ながらこのような状況に陥っていることに関しましては、改めて正副議長のほうで協議をして対応させていただきたいと考えております。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

後ろのほうを何と言われたか、聞き逃しました。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

改めて正副議長で協議の上、対応させていただきたいと考えています。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

正副議長というふうにおっしゃったんですけど、正副議長というのは機関ではないんですよね。大体、6月6日、議長権限を行使するときに副議長と協議をしたというふうにおっしゃっていたんですけど、実際に議会事務局長に業務命令を出したときには、副議長は議会棟にいなかつたでしょう。いつ協議したか知りませんけど。私は、正副議長と言われたんだけど、この間を振り返ったら、議長の独走状態ですよ。それで、苦しくなったら、正副議長で協議をしたとか、今からするとか言われるんだけど、正副議長で話し合って今後の見通しがようやく出てくるという感じですか。

もう、今日が終われば、もうすぐ12月議会なんですよ。執行部は来年度予算編成もかなり佳境に入っているんですよ。そういうときに議会はこんなありさまなんです。当面のことだけ言つたとしても、12月定例会でしょう。どういう見通しがあるんですか。

6月定例会では、常任委員会の付託省略は議場から動議で出した。常任委員会主義は破壊された。9月は江口議長が自ら常任委員会付託省略を発議したでしょう、私は反対しましたけど。壊れている常任委員会主義を今度は議長が壊した。そうしたら、12月議会はどうなるんですか、3月議会、6月、9月、12月、そして3月、いつ事態が打開できるんですか。

議員が全員自主解散か何かやって改選すれば、打開できる。リコールしますか。何千万円もお金がかかるかもしれない、お金のことだけ言えば。

今後の見通しを、いつまでに事態を打開するとかいう見通しはおっしゃっていただけないですか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

9月定例会の初日のときに、ゼロベースでお願いしたいというお話をさせていただきました。そのときに関しては、ぜひ、9月定例会のうちにさせていただきたいというお話をさせていただきました。残念ながらこの状況にある中で今言えることは、早期に事態打開を図りたいと思っておりますので、ぜひ、その点についてご協力をお願いしたいということでございます。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

6月6日の議長権限の行使の誤りについて認められない議長では、調整が相当厳しいということが、私も分かりました。

再発防止のほうは、議会全体の意思で——、江口議長は「仮定の質問には答えられない」とか、そんなことをまだ言っているわけだけど、江口議長以外は再発防止策として条例改正は大事

だというふうに思っているわけですよ。その意味が分からぬ議長を我々は今持っていることになるんだけど、いつ事態が打開できるかも分からぬと。市民にどのように責任を負うのかというふうに私は考えるわけです。共産党はこの事態にどう責任を負うのかと言われますよ。いつ打開できるわけ。やっぱり真剣に考えますよ。

そうすると、6月、9月はこのようなりますけど、これから1年半の間、市民と市政をめぐって何が起こるのか、議長、その辺を考えてみませんか。これから先、どういう局面なのかと。市民の暮らしとか、それから市政の大きな流れだと、イメージがあるでしょう、これから1年半の間、定例会6回の間、そのところを考えてみたことがありますか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

もちろん考えたことは当然のことながらございます。川上議員は、総合計画であつたりとか、いろいろなことがこれから先あるというお話をございました。また、併せて、直接、飯塚市の事業ではございませんが、ごみ処理施設に関しても大きな部分だと思っています。そういうことを含めて、やらなくちゃいけないことが山のようにあるんだと思っています。そういう意味で、そこにきちんと対応すべく、早期に委員会を立ち上げていただきたいという意味で、ゼロベースでの選任をさせていただきたいので、ご希望をお聞かせいただきたい、そのようにお願いした次第でございます。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

我々は議会の中で、あるいは議会の外で、責任を持って判断しなければならないことがあって、その判断に誤りはあり得るわけですよね。それは最大限の努力をして、集団の力も借りて、その誤りを避けようとする。とりわけ、公的な権限行使に当たるときは、誤ったときの犠牲が大きいから、決定を誤らないというのは大事です。だけど、江口 徹議長は、まだ自覚がそこまで至っていないところもあるんだけど、誤ったんですよ、権限行使を。

そうすると、市民に対する責任というのは、混乱したからごめんなさいじゃなくて、権限行使を誤ったこと、その自覚もあまり薄いという状況であれば、その権限をいつまでも持ち続けてよいかという論理的な帰結になってくるんじゃないかと思うんですよ。そういう大事なときなんですよ。

住民の水道料の値上げの諮問が10月上旬にあるかもしれないですよ、今。適正化と言ったほうがいいかもしれない。国民健康保険税のことについても来年度改定するか、しないか、そういう局面なんですよ。先ほどから、私も一生懸命言っていますけど、第3次総合計画は向こう10年間ですよ。今の市の3会計の予算規模は1500億円でしょう。10年間では1兆5千億円ぐらいになるんですよ、大ざっぱに言えば。そうした流れをどうするのかというのは——、お金のことから言るのはおかしかったけど、第3次総合計画はもう飯塚市は来年度発注するでしょう、コンサルタントに。委託か何かするんじゃないんですか。それでいいかという問題はあるんだけど。市民が10か年計画をどうつくるかという声を上げなければならないし、この議会は特別な役割がありますよ。そんなことを考えるわけです。

そのときに、常任委員会が機能しないような状態の中で、4日間あった本会議での議案質疑、あるいは常任委員会の代わり——。今日も経済建設委員会関係の報告を聞いてびっくりすることがいっぱいありました、12億円の入札発注とか。これは経済建設委員会できちんと押さえなきゃならんですよ、議会としては。そういうことの積み重ねの中で第3次総合計画とかをつくると思うんだけど。

ところで、私は江口議長がもう今の段階では調整を行って、この飯塚市議会を立て直すという

気力を失ってしまっているんじやないかと心配するわけです。最初から困難だと分かっているのに、1回か2回ぐらい会派室に行ったり行かなかつたりするような状況の中で、今、打開できるわけないじやないですか。だから、これを調整し抜いて、12月定例会までには早急に事態打開をするというような気力をもう失っているんじやないかと思って心配するんです。お願ひするだけなら簡単です。お願ひしたんだけど、断られました。お願ひしたんだけど、断られました。言い続ければいいんじゃないですか。その間、市民と市政の上に重大なことが起こり続けるわけです。議会は○○○（発言取消）○○○という。

だから、もう江口議長に気力はないように見受けるけど、確立するための。そのところはどうなんですか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

そのようなことはございません。しっかりと事態打開を図りたいとは思っています。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その気力があるんだったら、6月6日の議長権限の行使の誤りについてきちんと向かい合って、きちんとした謝罪を行って、各会派、繰り返し、粘り強く尋ねていくことができると思うんですよ。共産党は、議長の任期については地方自治法に議員の任期とすると書いてあるわけですから、中途で、2年交代の密約とか、ましてや、こちらに1年、こちらにも1年とかいうような分からぬ密約とかいうのはあり得ないと思っています。

しかしながら、こういうことがありましたね。6月議会に辞職勧告決議案が出されましたでしょう。私はそのときに江口議長の6月6日のおかしさとともに、一方で、辞職勧告決議案を提出した勢力については資格があるのかという趣旨の討論をしました。反対討論でした。私以外の議員の中から、反対討論があったんですよ。その反対討論の中で、以下のような呼びかけが議場がありました。「『ちゃんとした話合いが持てれば、いつでも私は辞職いたします』ということは常々言われております。ですから、議長が議長職を辞職できるような場を、ちょっと皆さんつくってもらえんですか。考えてくれんですか。そういう話合いをしましょう」というふうに呼びかけられたんですよ。辞職勧告決議の反対討論の中で。これは重要だったと思うんです。それから3か月以上たっているんだけど、江口 徹議長はそのときのことを含めて、今日までの間、議長を辞職する選択を考えたことがあるか、検討したことがあるか、あるいは、会派で意見交換したことがあるか、現在までの状況をちょっと聞かせてください。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

正直、いろいろなことを考えるのは現実でございます。ただ、会派でそういったことについて協議したことはございません。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

会派では考えたことはないけど、自分は考えたことがあると言うんですね。そういう答弁でしょう、今のは。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

先ほどの答弁のとおり、いろいろなことを考えます。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私は2年前、議長選挙の折に「川上直喜」と書きました。ですが、自分でない議長が誕生したからといって、議長を尊重しなかったり、自分じゃないから議長としては認めないとかいうことはしていませんよね。ですから、全体として、議場で見る江口 徹議長の姿は、飯塚市議会の議長として尊重しました。議場における江口 徹議長は、自分が議長として、議場ではよく頑張ったと思っていいんじゃないですか、6月6日までは。ですから、それまでは自分でよく頑張ったと思っておられるんじゃないかと思うんですよ。

問題は、6月6日、そしてその後じゃないですか。6月6日、常任委員会を壊し、議会を壊し、そして、動議とはいえ付託省略するという異例の事態です。繰り返しになるけど、9月議会では、議長が自ら付託を省略し、常任委員会をなきものにしてしまったわけですよ。それで新たな困難を引き出して、それは、12月、3月と固定化される危険がある。

そういうふうに考えれば、江口 徹議長がこの重大な議長権限の行使の誤りを犯した以上、この際、議長の職を引くということも考えたと思うんだけど、それが今ではないかと思うわけですよ。それは、議長会派の方からもそういう場をつくってくれという呼びかけが、6月に既にあつていたですから、3か月遅れたけど、市議会議員全員で江口議長に辞職できる場をつくるということは大事になっているんじゃないかと、実は思うわけです。

江口議長もいろいろ悩んだり考えたりしたと思います。その中で、見通しのないことを市民や市政を前にして、繰り返して、市民の暮らし、市政の今後のありようを犠牲にしてはならないんではないかというふうに、私は思い至るところにきました。

江口議長、私の今の思いを共有できないですか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

川上議員の思いについては受け止めはしますが、現状において、辞めるという判断はできかねます。

○副議長（兼本芳雄）

ほかに質問のある議員はいらっしゃいませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上をもちまして、緊急質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 6時15分 休憩

午後 6時16分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。

（「動議」と呼ぶ者に続き、起立する者あり）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

休憩を求めます。

○議長（江口 徹）

ただいま 28 番 道祖 満議員から、この際、休憩を求める動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。本動議のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、この際、休憩を求める動議は、可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 6 時 17 分 休憩

午後 6 時 53 分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。

11 番 川上直喜議員から発言取消しの申出があつておりますので、発言を許します。11 番 川上直喜議員。

○11 番（川上直喜）

私が先ほど〇〇〇（発言取消）〇〇〇と発言した部分がありました。この発言については取消しをお願いいたします。

○議長（江口 徹）

お諮りいたします。11 番 川上直喜議員から、ただいま説明のあつた部分について発言を取り消したい旨の申出がありました。申出のとおり、発言取消しを許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、11 番 川上直喜議員の発言取消しを許可することに決定いたしました。

11 番 川上直喜議員ほか5名から、「江口徹議長に対する議長辞職勧告決議」が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。この際、「江口徹議長に対する議長辞職勧告決議」を急施事件と認め、日程に追加し、直ちに議題とすることに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、「江口徹議長に対する議長辞職勧告決議」を急施事件と認め、日程に追加し、直ちに議題とすることは、可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 6 時 54 分 休憩

午後 6 時 55 分 再開

○副議長（兼本芳雄）

本会議を再開いたします。

「議員提出議案第18号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。11 番 川上直喜議員。

○11 番（川上直喜）

「江口徹議長に対する議長辞職勧告決議（案）」を朗読して、提案理由説明にしたいと思います。

地方自治の本旨は住民の福祉の増進を図るところにあり、二元代表制のもとで市議会は市政に対する監視機関として責任を果たさなければならない。市議会議長は、「議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する」とした地方自治法の規定に従い誠実に職務にあたるべきである。

江口徹議長は6月6日、閉会中に、調整がつかないまま飯塚市議会委員会条例第8条第1項のただし書きにより議会運営委員会委員及び全議員を対象に常任委員会委員に指名した。民主的な議会運営の集約である飯塚市議会の先例を議長が守らず、立法趣旨を無視したものであることはすでに明らかとなっている。この指名以降は議会運営委員会及び常任委員会は機能を停止し、各種審議会委員も選出できない事態が今日まで続いている。

飯塚市議会は6月24日、「5月臨時会から6月定例会にかけた議会運営の反省に関する決議」を可決し、「議会運営の誤りを深く反省し、市民に謝罪するとともに、今回の教訓に学び地方自治法及び関係法令を遵守し、多年にわたる民主的な議会運営の集約である先例を尊重し、議長の行為によってかかる事態が再び起こることのないよう決意を表明する」との立場を表明した。江口議長は、6月6日の指名が立法趣旨に反すると認めきれないために、市民にも市議会にも公式に謝罪できないままである。

9月定例会の初日、江口議長は決算特別委員会に付託するものを除いて、議案審査について会議規則に定められ本来行うべき常任委員会への付託をやめて、本会議でのみ行うと提案した。そのため詳細な審査に支障をきたし、慎重な審査のための継続審査もできない事態となった。また、請願審査も本会議で行うこととなり、請願採択に伴う国に対する意見書の調整にも支障をきたした。議案付託まで時間はあったのに、常任委員会の機能化へ調整の努力を早くも放棄するものであった。

議会運営委員会が機能できない中で、議事運営に関する協議の場を全員協議会として行うことはできたが、正式な委員会ではないため正規の記録は残せず、非公開であるために傍聴ができず市民の不信を広げている。

今回の誤りの再発防止のために、委員会条例の改正が成立したが、江口議長はしかるべき役割を果たさなかった。議会運営委員会及び常任委員会の確立のための調整については、困難を克服する粘り強い努力は見られなかった。

飯塚市は今後、住民サービスや住民負担に関わる政策を含めて各分野の事務事業のしっかりとしたチェックとともに、第3次総合計画策定の検討など重要な時期を迎える。市議会の監視機能の役割はますます大きくなる。

江口議長は現在、立法趣旨に反した今回指名の誤りを認めず、6月24日の決議に沿った謝罪もできないために、常任委員会及び議会運営委員会の確立の責任を果たすことができない状況にある。これから periods に求められる議長権限の正しい行使への気力をすでに失っており、事態打開の見通しがまったく見えないばかりか、議会運営を再び誤りかねない。

よって、飯塚市議会は、議会機能を回復し市民に責任を果たす立場から、江口徹議長に直ちに辞職するよう勧告するものである。飯塚市議会。

○副議長（兼本芳雄）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。10番 田中武春議員。

○10番（田中武春）

時間も遅くなっていますので、簡潔にいきたいと思いますが、「議員提出議案第18号 江口徹議長に対する議長辞職勧告決議」に賛成の立場で討論に参加をしていきたいと思います。

江口議長は、6月6日、議会運営委員会及び全議員を対象に常任委員会委員に指名したことは、いわゆる立法趣旨を無視したものであることは、既に明らかになっているというふうに思います。常任委員会の機能を停止して、今、各種審議会の委員も選出できない事態が生じております。このことは市民に対して支障を来しているというふうに考えております。江口議長は、6月6日の指名で、立法趣旨に反すると認め切れないので、市民にも議会にも公式の場で謝罪はできていない状況であります。

現在、議会運営委員会が機能できない中で、全員協議会という形で行っていますけども、正式な委員会ではないということで非公開であります。傍聴ができず市民の不信を招いていると思います。江口議長は現在も立法趣旨に反した指名の誤りを認めず、6月24日の決議に沿った謝罪もできておりません。常任委員会及び議会運営委員会の確立の責任を果たすことができない状況にあります。今後も多分できないんだろうというふうに思います。

市議会はこの議会機能を回復し、市民に責任を果たす役割があります。このことから考えれば、江口議長に直ちに辞職していただき、新たな議長で、議会機能を回復するしかないというふうに考えますので、この議案に賛成をしていきたいというふうに思います。

○副議長（兼本芳雄）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第18号 江口徹議長に対する議長辞職勧告決議」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 7時06分 休憩

午後 7時06分 再開

○議長（江口徹）

本会議を再開いたします。

「署名議員を指名」いたします。15番 永末雄大議員、17番 吉松信之議員。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして、令和7年第4回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変長い間お疲れさまでした。

午後 7時07分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 25名)

1番	江 口 徹	15番	永 末 雄 大
2番	兼 本 芳 雄	16番	土 居 幸 則
3番	深 町 善 文	17番	吉 松 信 之
4番	赤 尾 嘉 則	18番	吉 田 健 一
5番	光 根 正 宣	19番	田 中 博 文
6番	奥 山 亮 一	20番	鯉 川 信 二
7番	藤 間 隆 太	21番	城 丸 秀 高
8番	藤 堂 彰	22番	秀 村 長 利
9番	佐 藤 清 和	23番	小 幡 俊 之
10番	田 中 武 春	24番	金 子 加 代
11番	川 上 直 喜	27番	坂 平 末 雄
13番	田 中 裕 二	28番	道 祖 满
14番	石 川 華 子		

(欠席議員 1名)

26番 濱 戸 元

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	兼 丸 義 経		
議会事務局次長	上 野 恭 裕	議事調査係長	渕 上 憲 隆
議事総務係長	安 藤 良	書 記	宮 山 哲 明
書 記	伊 藤 裕 美	書 記	奥 雄 介

◎ 説明のため出席した者

市 長	武 井 政 一	まちづくり推進課長	吉 原 寿
副 市 長	久 世 賢 治	企業誘致推進課長	柴 田 康 弘
副 市 長	藤 江 美 奈	土木建設課長	佐 藤 和 則
教 育 長	桑 原 昭 佳	都市計画課長	城 戸 健 児
企 業 管 理 者	石 田 慎 二	庄内支所経済建設課長	原 昭 仁
総 務 部 長	許 斐 博 史	企業管理課長	手 柴 弘 美
行政経営部長	福 田 憲 一	上水道課長	大 庭 宗 瞳
市民協働部長	小 川 敬 一		
市民環境部長	長 尾 恵美子		
経 済 部 長	小 西 由 孝		
こども未来部長	林 利 恵		
福 祉 部 長	東 剛 史		
都市建設部長	大 井 慎 二		
教 育 部 長	山 田 哲 史		
企 業 局 次 長	今 仁 康		
財 政 課 長	松 本 一 男		